

平成 21 年分 贈与税の申告のしかた

税務署

◇ 平成21年分の贈与税の申告と納税は、平成22年3月15日(月)までです。◇ くわしくは4ページをご覧ください。

│ 次 ♦
I はじめに
1 贈与税の概要
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先 4
3 贈与税の申告書の種類4
4 贈与税の納付4
5 贈与税の申告に誤りがある場合
 Ⅲ 申告書の記載例等
1 申告書の書きかた
(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた
(2) 贈与税の申告書第一表の書きかた
(3) 贈与税の申告書第一表の二の書きかた
(4)贈与税の申告書第二表の書きかた
(5) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた
2 申告書の記載例
(1) 暦年課税の申告書の記載例
【事例1】暦年課税を適用する場合
【事例 2 】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合
【事例3】平成17年分の贈与税について「住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)」の
適用を受けた人が、平成 21 年中に財産の贈与を受けた場合 19
(2) 相続時精算課税の申告書の記載例
【事例 4 】相続時精算課税を適用する場合
(3) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合の申告書の記載例
【事例 5 】住宅取得等資金の非課税制度を適用し暦年課税を選択する場合 27
【事例 6 】住宅取得等資金の非課税制度を適用し相続時精算課税を選択する場合 37
(4) 贈与税の納税猶予の特例を適用する場合の申告書の記載例
【事例 7 】 農地等についての納税猶予の特例(暦年課税)を適用する場合 43
【事例8】非上場株式等についての納税猶予の特例(暦年課税)を適用する場合 49
」 □ 参考
2 信託に関する権利等の贈与
3 贈与財産の評価
4 相続時精算課税の適用を受ける非上場株式等又は森林について相続税の課税価格の軽減措
置を適用しようとする場合等
5 災害により受贈財産に被害を受けた場合

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、贈与税に関する情報やタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。 なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署におたずねください。

暦 年 課 税 と 相 続 時 精 算 課 税 の 概 要 図

財産の贈与を受けた人(「受贈者」といいます。)は、次の場合に、 財産を贈与した人(「贈与者」といいます。)ごとに相続時精算課税を選 択することができます。くわしくは 24 ページ以降をご覧ください。

相続時精算課税を選択できる場合(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

- 贈与者 → 65歳以上の親
- ・受贈者 → 20歳以上の子である推定相続人

(子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます。)

相続時<mark>精算</mark>課税を



相続時精算課税

【贈与税】

① 贈与財産の価額から控除する金額 特別控除額 2,500万円

前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を 控除した金額が特別控除額となります。

2 税率

特別控除額を超えた部分に対して、

一律 20%の税率

※ 平成17年分の贈与税の申告において「住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)」(20ページ参照)の適用を受けている場合には、平成21年分の贈与税の申告において、その特例に係る贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税(各特例を含みます。)の適用を受けることはできません。

選択しない

暦年課税

【贈与税】

- ① 贈与財産の価額から控除する金額 基礎控除額 毎年 110 万円
- ② 税率

基礎控除後の課税価格に応じ次の速 算表で計算します。

◎ 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	_
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	2 5 万円
600万円 以下	30%	6 5 万円
1,000万円 以下	4 0 %	125万円
1,000万円 超	50%	2 2 5 万円

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。(贈与を受けた財産の価額―基礎控除額)×税率- 控除額=税額

相 続 時 に 精 算

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相 続税額から控除します。なお、控除しきれ ない金額は還付されます。

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を 受けた財産の価額は加算しなければな りません。

Iはじめに

1 贈与税の概要

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます。)を受けた個人(「受贈者」といいます。)は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用するとき
- (注) 人格のない社団や財団又は持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税がかかることがあります。この場合の贈与税額の計算方法等については、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、くわしくは税務署におたずねください。

(1) 暦年課税

イ 概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額)を基に贈与税額を計算する方式です。

その財産の価額の合計額が基礎控除額である 110 万円を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

(注) 平成17年分の贈与税について「住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)」の適用を受けた人が、平成21年中に贈与により財産を取得した場合には、その財産の価額の合計額が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要がある場合があります(20ページ参照)。

口 計算方法

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)から**基礎控除額 110 万円**を控除した残額(基礎控除後の課税価格)について、前ページの「贈与税の速算表」により贈与税額を計算します。

(注) 「贈与税の配偶者控除の特例」を適用する場合及び上記イ(注) に該当する場合の贈与税額の計算については、17ページ及び19ページを参照してください。

《計算例》 500 万円の贈与を受けた場合の計算例



(2) 相続時精算課税

イ 概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に替えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産(「相続時精算課税適用財産」といいます。)の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額(贈与時の時価)と相続又は遺贈を受けた財産の価額(相続時の時価)の合計額を基に計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です(その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。)。

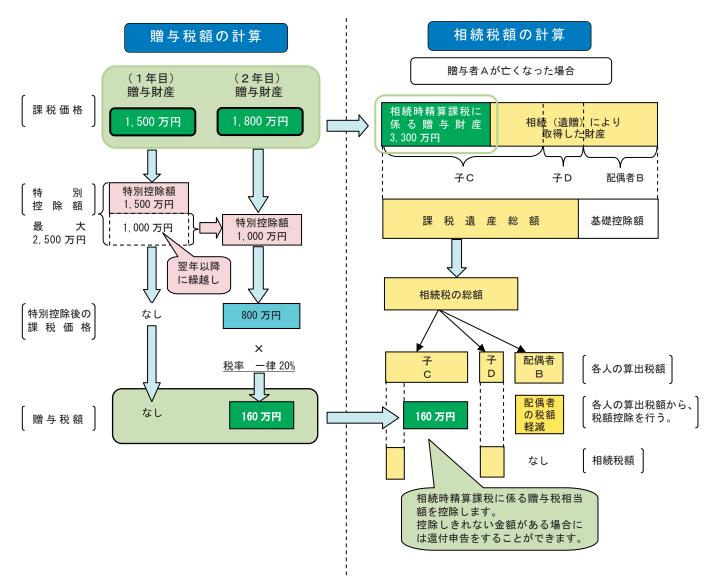
適用要件等については、24ページ以降をご覧ください。

相続時精算課税を選択する場合には、その財産の価額が 110 万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。また、申告に際しては次の点に注意してください。

- ① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。
- ② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降すべて相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

ロ 相続時精算課税のしくみ





ハ 計算方法

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額(課税価格)から相続時精算課税の特別控除額(限度額:2,500万円)を控除した金額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算します。

相続時精算課税の特別控除額とは、次の1又は2に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。

- 1 2,500 万円 (前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500 万円から既に使用した額を控除した金額)
- 2 相続時精算課税を選択した贈与者ごとの贈与税の課税価格
- (注) 1 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告期間内に提出した場合に限り控除することができます(21ページ【事例4】参照)。
 - 2 控除しきれなかった特別控除額については、翌年以降に繰り越すことができます。

2 贈与税の申告書の提出期間と提出先

平成21年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付は、

平成22年2月1日(月)から平成22年3月15日(月)までです。

贈与税の申告書は、受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

申告書は、郵便や信書便による送付(注)、又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出する こともできます。

税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。ただし、一部の税務署では2月21日と2月28日に限り日曜日でも、申告の相談及び申告書の受付を行います。

くわしくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、最寄りの税務署におたずねください。

- (注) 1 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期限内となるよう、お早めに送付してください。
 - 2 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便 事業者による信書便をいいます。
 - 3 申告書の提出期限に遅れて申告した場合には、原則として加算税及び延滞税が課されますのでご注意ください。

3 贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表」、「第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」と「第二表(相続時精算課税の計算明細書)」があります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。

なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、 重ねて提出する必要はありません。

申 告 の 内 容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表
住宅取得等資金の非課税(34ページ参照)と暦年課税を申告する人	第一表と第一表の二
住宅取得等資金の非課税(34ページ参照)と相続時精算課税を申告する人	第一表、第一表の二と第二表

- (注) 1 第一表の二は、1 枚に記載できる贈与者は 2 人ですので、贈与者が 3 人以上の場合には複数枚を使用することになります。
 - 2 第二表は、特定贈与者ごとに作成するため、特定贈与者が複数いる場合には、その人数分の枚数を使用することになります。

4 贈与税の納付

(1) 原則

平成21年分の贈与税の納期限は、平成22年3月15日(月)です。

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式(暦年課税・相続時精算課税)に区分して計算した 額の合計額となります。

イ 現金で納付する

現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署の納税窓口で納付 してください。

ロ インターネット等を利用して納付する(電子納税)

(イ) インターネットバンキング等を利用する場合

事前に e-Tax に納付情報を登録し、お近くの金融機関のATM(注)やインターネットバンキング(注)を利用して贈与税を納付できます。

(注) 金融機関との間でペイジー対応のインターネットバンキング契約を締結しておく必要があります (AT Mご利用の場合は不要)。

(ロ) 国税ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付) を利用する場合

事前に税務署に届出等(注)をしておけば、e-Tax に納付情報を登録することで、届出を した預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して贈与税を 納付できます。

(注) ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで1か月程度かかります。

それぞれの納付方法に関する具体的な利用手続や利用方法については、国税庁ホームページ 【www.nta.go.jp】及びe-Tax ホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】で確認されるか、最寄りの税務 署におたずねください。

- (注) 1 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
 - 2 納付書の記載に当たっては、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入もれがないよう、ご注意ください。
 - 3 納付が遅れた場合には、納期限(平成22年3月15日)の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

平成22年3月15日までに申告された場合の延滞税の割合は次のとおりです。

- ・平成22年3月16日から同年5月15日まで
 - ・・・・・・・年「7.3%」と「平成21年11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合(0.1%未満の端数切り捨て)
- · 平成 22 年 5 月 16 日以後
 - ⋯⋯年「14.6%」
- ※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

(2) 贈与税の延納

贈与税は、納期限までに金銭で納付するのが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしているときには、例外的な納付方法である延納が認められます。そのあらましは次のとおりです。

なお、延納のくわしい内容については、税務署(管理運営担当)に備え付けてあります「相続税・ 贈与税の延納の手引」をご覧ください。

イ 延納の要件

次の表の要件のすべてを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

1	贈与税額が10万円を超えていること
2	納期限までに金銭で納付することを困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内である こと
3	納期限までに申請書及び担保提供関係書類を提出すること
4	延納税額(利子税を含みます。)に相当する担保を提供すること

- (注) 1 延納税額が50万円未満で、かつ、その延納期間が3年以内であるときには、担保を提供する必要はありません。
 - 2 申請期限までに担保提供関係書類を提出できない場合は、税務署にご相談ください。

ロ 延納期間及び延納利子税

(イ) 延納期間

贈与税の延納期間は、申請に基づき、その者の事業の継続又は生活の状況等を考慮し、5年 以内となります。

なお、延納年割額は、必ずしも各年均等である必要はありません。

(口) 延納利子税

延納税額には年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、分納期間の開始の日の属する月の2月前の月の末日において日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合が、年7.3%に満たない場合には、その分納期間においては次の算式により計算した割合(0.1%未満の端数切り捨て)になります。

(分納期間の開始の日の属する月の2月前の月の末日において日本銀行が定める基準割引率) +4%

 $6.6\% \times 10^{-1}$

7.3%

- (例) 日本銀行が定める基準割引率が 0.3%である場合・・・年 3.8%
- (注) 日本銀行が定める基準割引率が変動すると利子税の割合も変動します。くわしくは税務署(管理運営担当)におたずねください。

ハ 担保の種類等

(イ) 担保として適格な財産

延納の担保として提供できる財産の種類は、次の表に掲げる財産に限られます。 なお、この場合の担保は、贈与を受けた財産だけに限らず、自己の固有財産又は第三者が所

有している財産であっても差し支えありません。

1	国債及び地方債						
2	社債その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの						
3	土地						
4	建物、立木等で保険に附したもの						
5	鉄道財団等						
6	税務署長等が確実と認める保証人の保証						

- (注)上記の表の2の有価証券のうち、取引相場のない株式について、次のいずれかに該当する事由があると きは、当該株式を延納の担保とすることができます。
 - ① 贈与により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式であり、かつ、当該株式以外に延納の担保 として提供すべき適当な財産がないと認められること
 - ② 取引相場のない株式以外に財産があるが、当該財産が他の債務の担保となっており、延納の担保として提供することが適当でないと認められること

(ロ)担保として不適格な財産

担保となる財産は、その担保に係る国税を徴収できる金銭価値を有するものでなければならないことから、一般的に次の表に掲げるようなものは担保として不適格とされます。

_ 0,	
1	法令上担保権の設定又は処分が禁止されているもの
2	違法建築、土地の違法利用のため建物除去命令等がされているもの
3	所有権を争っている場合など、係争中のもの
4	売却できる見込みのないもの
5	共有財産の持分(共有者全員が持分全部を提供する場合を除く。)
6	担保に係る国税の附帯税を含む全額を担保としていないもの
7	担保の存続期間が延納期間より短いもの
8	第三者又は法定代理人等の同意が必要な場合に、その同意が得られないもの

5 贈与税の申告に誤りがある場合

(1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後で、申告をしなかった財産があったり、評価の誤りなどがあったため、 課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書 に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び 延滞税が課される場合がありますので、ご注意ください。

(2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後で、上記(1)とは反対に計算や評価の誤り などで課税価格や税額が多すぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の 提出期限から1年以内に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、 更正の請求をすることができます。

1 申告書の書きかた

(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた

ご自宅のパソコンで 贈与税の申告書が作成できます!

贈与税の申告書作成コーナーで申告書を作成するには・・・

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの利用を開始するまでの画面の流れについて 説明します。

STEP 1

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)から「確定申告特集」をクリック

国税庁ホームページのトップ画面の「確定申告特集」をクリックします。

STEP2

「確定申告書等作成コーナーへ」ボタンをクリック

「確定申告特集」画面の「確定申告書等作成コーナー」ボタンをクリックします。

STEP3

「申告書の作成を開始 ➡ 」ボタンをクリック

「21年分の作成コーナー」の「申告書の作成を開始」ボタンをクリックします。

STEP4

「書面での提出を選ぶ ➡」ボタンをクリック



「税務署への提出方法の選択」画面の「書面での提出を選ぶ」ボタンをクリックします。 ※ 贈与税の申告書等はe-Taxで送信することはできません。



画面の案内に従い、ご利用のパソコンの環境確認や住所等の入力を行います。

STEP5

「贈与税の申告を作成 □ 」ボタンをクリック

「申告書等作成開始」画面の「贈与税の申告を作成」ボタンをクリックします。

贈与税の申告書作成コーナーではどんな書類が作成できるの?

贈与税の申告書作成コーナーでは、次のような書類が作成されます。

- ① 申告書第一表
- ② 申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
- ③ 申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)
- ④ 住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書(暦年課税用)
- ⑤ 配偶者控除の特例チェックシート
- ⑥ 相続時精算課税選択届出書
- ⑦ 相続時精算課税(一般)チェックシート
- ⑧ 相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例チェックシート
- ⑨ 住宅取得等資金の非課税制度の適用チェックシート

ここに注意!!

① 申告内容により、贈与税の申告書作成コーナーでは贈与税の申告書を作成することができない場合があります。

くわしくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。

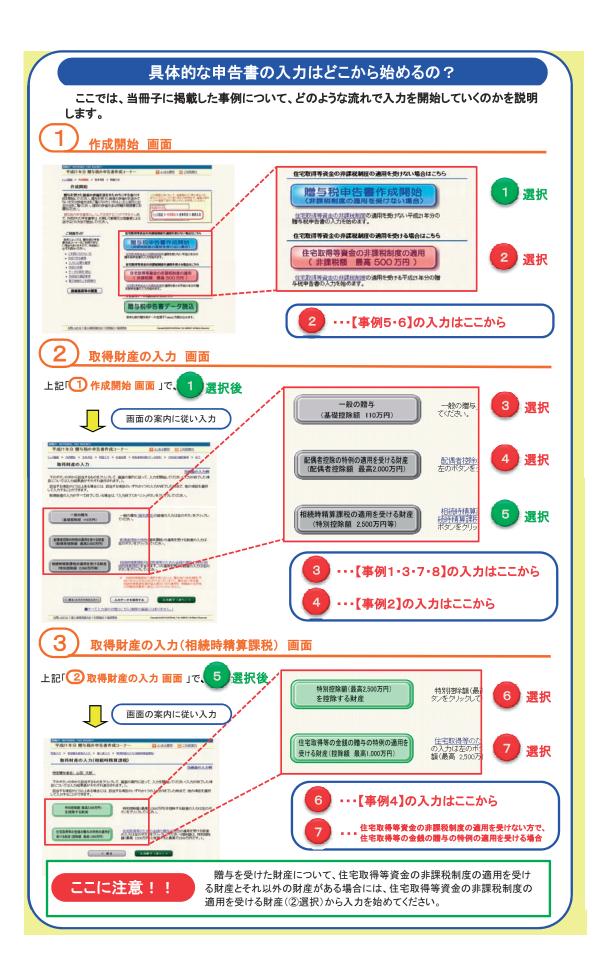
② 贈与を受けた財産の種類によっては、申告書の作成を開始する前にその財産の評価等を行う必要があります。

くわしくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「入力に必要な書類」をご覧ください。

③ 完成した贈与税の申告書等は、郵送又は信書便により提出することができます。



自動計算で



(2) 贈与税の申告書第一表の書きかた

贈与税の申告をするすべての人が使用する表です。

	「		and the same of th		and the same of	01 W	11	2 3	ı T
	· 税務署	整理欄(記	己入し	ないでく					
務.程	整理番号		4			名簿			4
受付自	フ リ ガ ナ ※フリガナは、必ず記入して	月日				財産		事案	
	氏 名	期限				細目		処理	-
	出国年月	H				7-1		訂正	
,	生年月日 甲 月 日	日日				関与区分	•	修正	
	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 取得した財産の明		žis:	Д	才産を	取得	した年		なは円
	申 告 者 と の 続 柄 ・ 生 年 月 日 種 類 細 目 利用区分 総柄等 数 量 所 在 場 所 等 関定資産収評価		数円	Д	đ đi	雀 の	価	額	
			.55	平成		年【	月		В
1	大名 綾 柄	P)	fits			4			
	生年月日 明·大·昭·平 年 月 日		_						
暦	住所		171						
	功労 統 柄 氏名	P	ਿ	平成		年	月		B
			-144						1
年	生年月日 明·大·昭·平 年 月 日 住所		[F]						
				平成		年	月		В
	7月分	P	倍	十八					
課	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		Ì						
	財産の価額の合計額(課税価格)		1	市		T	H		Ť
税	配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には 私は、今回の贈与者からの贈与につい 配偶者控除額 (口の中にレ印を記入します。	て (けます。)	2	(最高2,0	00万円)				
100	(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	д							
	基礎控除額		3				OC	000	
分	②及び③の控除後の課税価格(①-②-③) [1,000円未満切捨て]		4	4				0 0	0 0
	④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分に住宅取得の対する税額 (の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与稅額の計算明職書」の (配	対象の	(5)					Ц	<u>_</u>
	TOWN TO THE PARTY OF THE PARTY	A A M CHRI A			7171	-			
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し	ART TO A 1	6	Ц					
	外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し 差引税額(⑤一⑥)	ます。)	7						
	外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し 差引税額(⑤ 一⑥) 相続時精算課税分(「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨爾の記入の必要はありません。なお、「和 第二表「平成 年分贈与税の申告書(相談時緒算課税の計算明編書)」を作成してくださ	ます。)	⑦	中告をされ	しる方は、)			IL
V	外国税額の控除額 (外国にある財産の前与を受けた場合で、外国の前与税を課せられたときに記入し 差引税額 (⑤ - ⑥) - 相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨爾の記入の必要はありません。なお、「株 第二表「平成 年分間与权の申告書 (相続時結算課税の計算明細書)」を作成してくださ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分間与权の申告書 (相続時結算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)	ます。)	(B)	の申告をされ	る方は、)			
Ĭ	外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し 差引税額(⑤ー⑥) ・相続時精算課税分(「贈年課税分」のみ申告される方は、⑥及び⑨爾の記入の必要はありません。なお、「神 第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明編書)」を作成してくださ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額	ます。)	⑦	0中告をされ	10 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [])			
Ĭ	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し 差引税額 (⑤ - ⑥) - 相続時精算課税分 (「暦年課稅分」のみ申告される方は、⑧及び⑨卿の記入の必要はありません。なお、「非 第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相続時籍算課稅の計算明編書)」を作成してくださ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相続時籍算課稅の計算明細書)」の⑪の金額の合計額) 特定贈与者ごとの差引税額の合計額	ます。)	(B)	中告をされ] [[] [] [] [] [] [] [] [] [])			
V	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し差引税額 (⑤ - ⑥) 一相続時精算課税分 (『暦年課税分』のみ申告される方は、⑧及び⑨卿の記入の必要はありません。なお、「朴徳・精算課税の】 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相続時精算課税の計算明編書)」を作成してくださ特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額) 特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑫の金額の合計額)	ます。)	⑦ 脱分」。 8 9	の申告をされ	[[[] [] [] [] [] [] [] [] [
Ĭ	外国税額の控除額 (外国にある財産の簡与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し 差引税額 (⑤ - ⑥) 一相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨爾の記入の必要はありません。なお、「非 第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相談時精算課稅の計算明顯書)」を作成してくださ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相談時精算課稅の計算明顯書)」の①の金額の合計額) 特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相談時精算課稅の計算明顯書)」の②の金額の合計額) (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相談時精算課稅の計算明顯書)」の②の金額の合計額) 課税価格の合計額 (① + ⑧)	ます。)	⑦ 服分」。 8 9 10	D申告をさま] [[] [] [] [] [] [] [] [] []				
Ⅲ合	外国税額の控除額 (外国にある財産の簡与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し差引税額 (⑤ - ⑥) 相続時精算課税分 (『暦年課税分』のみ申告される方は、⑧及び⑨爾の記入の必要はありません。なお、「非の事情を関係を関係を関係を関係してください。 「新二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」を作成してください。 「中成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の①の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の②の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の②の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の②の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の②の金額の合計額 (① + ⑧) 建税価格の合計額 (如 + ⑧) 差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦ + ⑨)) 【100円未満切捨て】 農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」の③の金額)	ます。)	(3) (8) (9) (10) (11)	の中告をされ	135 ti.				
ш	外国税額の控除額 (外国にある財産の簡与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し差引税額 (⑤ - ⑥) - 相続時精算課税分 (「簡年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨爾の記入の必要はありません。なお、「特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」を作成してくだき 特定贈与者ごとの選税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の⑰の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の⑰の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」の⑰の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」の⑰の金額の合計額 (第一表) 課税価格の合計額 (納付すべき税額 (⑦ + ⑨)) 【100円未満切捨て】 農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税第予税額の計算書」の⑨の金額)	ます。)	(7) (8) (9) (1) (1) (12)	申告をされ	lashi.) C
11 合計	外国税額の控除額 (外国にある財産の簡与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し差引税額 (⑤ - ⑥) 相続時精算課税分 (『暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨爾の記入の必要はありません。なお、「非 第二表「平成 年分贈与股の申告書 (相談時精算課税の計算明編書)」を作成してくださ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与股の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」の①の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与股の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」の②の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与股の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」の②の金額の合計額) 課税価格の合計額 (① + ⑧) 差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦ + ⑩)) 【100円未満切捨て】 農地等納税猶予税額 (『農地等の贈与股の制稅猶予稅額の計算書」の⑨の金額) 株式等納税猶予税額 (『株式等納稅猶予稅額の計算書 (贈与稅)」の3の④の金額又は 「株式等納稅猶予稅額 (『株式等納稅猶予稅額の計算書 (贈与稅)」の2の②の金額) 申告期限までに納付すべき税額 (① - ⑫ - ⑬)	ます。)	(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13)	中告をされ	l l l l l l l l l l l l l l l l l l l				
11 合計	外国税額の控除額 (外国にある財産の簡与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し差引税額 (⑤ - ⑥) - 相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨爾の記入の必要はありません。なお、「非元表」「平成 年分贈与权の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」を作成してくださ特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」の①の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」の②の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」の②の金額の合計額 (第二表「平成 年分贈与权の申告書 (相談時精算課稅の計算明細書)」の②の金額の合計額 (① + ⑧) 建税価格の合計額 (① + ⑧) 差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦ + ⑨))【100円未満切捨て】 農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与稅の納稅系予稅額の計算書」の⑨の金額) 株式等納稅猶予稅額 (「農地等の贈与稅の納稅系予稅額の計算書」の⑨の金額) 株式等納稅猶予稅額 (「株式等納稅猶予稅額の計算書、贈与稅)(別表)」の2の②の金額) 申告期限までに納付すべき税額 (① - ② - ③)	ます。)	(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14)	申告をされ					

記号	欄	書きかた
	「税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。
(A)	「年月日提出」	申告書の提出年月日を記入します。
	「平成口口年分」	□□の中に「21」と記入します。
	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。
B	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。
D		【例:昭和41年4月10日生まれの場合】
		3 4 1 年 0 4 月 1 0 日
	「職業」	申告をする人の職業を記入します。
	「住所」、「氏名」及び「フ リガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
©	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。
		【例:昭和17年4月27日生まれの場合】 明・大・昭・平 17年4月27日
	 「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
	「種類」、「細目」及び「利	贈与を受けた財産について、15ページの表により、各財産の種
	用区分・銘柄等」	類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や 銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産
		については、それぞれ次の事柄を記入します。 イ 売掛金・・・・相手方の住所、氏名又は名称
		ロ 船舶・自動車・・登録機関の名称と登録番号
		ハ 有価証券・・・・発行法人の所在地と名称
		なお、公債及び上場有価証券で保護預り、 保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券
		会社などの所在地と名称
D		ニ 預貯金等・・・・預金、貯金、金銭信託については預入先 店舗などの所在地と名称
		ホ生命保険金・・・支払保険会社の所在地と名称
	 「数量」	へ その他の債権・・債務者の住所又は所在地、氏名又は名称 面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の単位当たり
		の価額を記入します(固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。)。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価することになっている土地 及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、 固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与により財産を取得した年月日を記入します。
E	「財産の価額」	贈与により取得した財産の価額を記入します。
		<u> </u>

(3) 贈与税の申告書第一表の二の書きかた

住宅取得等資金の非課税(34ページ参照)の適用を受ける人が使用する表です。

	平成21年分贈与税の申告	書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
	CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE CONTRACTOR OF TH	をについて租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の (単位は円)
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等 住宅取得等資金を取得した年月日
	住所	住宅取得等資金の金額 平成 年 月 日
住	フリガナ 続 柄 氏 名	平成 年 月 日
宅		
	生年月日 明・大・昭 年 月 日	
取	住宅取得等資金の合計額	33 日安斯提等资本本的提上本年日日
(B)	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
得	住 所	平成 年 月 日
等	フリガナ 統 柄	
	氏名	平成 年 月 日
資	4.65.00 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	
金	生年月日 明・大・昭 年 月 日 住宅取得等資金の合計額	34
SIT.	Personal Manager Property and Personal Prope	の合計額が500万円を超えないように励と図を記入します。)
の	and a market surface of the surface	Tarrian score (Carrian a rescaled a res
, .		
非		
課	③のうち非課税の適用を受ける金額	
	図のうち非課税の適用を受ける金額	
锐	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額(⑰+⑱	(最高500万円) 39 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	住宅取得等資金のうち贈与	税の課税価格に算入される金額の計算
分	③のうち課税価格に算入される金額 (③ - ⑤) (⑤に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。) 40
	④のうち課税価格に算入される金額(@ー@)(⑩に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表	を 金額を 転記します。) 40
	翌年に繰り越される非課税額(500万円-쪻)	
	The state of the s	は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との (は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

(資5-10-1-3-A4統一) (平21.10)

※印欄には記入しないでください。

記号	欄	書きかた
A	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
B	「住所」、「氏名」及び「フ リガナ」 「生年月日」 「続柄」	申告書第一表の書きかた(10 ページ)の◎欄を参照してくだ さい。
	「取得した財産の所在場所 等」	申告書第一表の書きかた(10 ページ)の◎欄を参照してくだ さい。
©	「住宅取得等資金を取得し た年月日」及び「住宅取得 等資金の金額」	〉申告書第一表の書きかた (10 ページ) の®欄を参照してくだ さい。
D	「③のうち非課税の適用を受ける金額」及び「④のうち非課税の適用を受ける金額」	500 万円までの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を 記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税(34ページ参照)に係る贈与者 が2人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税 の適用を受ける金額の合計額が500万円を超えないように記入 します。
	「贈与者別の非課税の適用 を受ける金額の合計額」	最高 500 万円までの金額を記入します。
E	「③のうち課税価格に算入される金額」及び「④のうち課税価格に算入される金額」	③又は④の金額から⑤又は❷の金額を控除した後の金額を記入します。なお、⑥又は❸の金額を控除した後に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。
	「翌年に繰り越される非課 税額」	500 万円から非課税の適用を受ける金額の合計額を控除した後の金額を記入します。

(4) 贈与税の申告書第二表の書きかた

相続時精算課税の適用を受ける人が使用する表です。

	10°C; (14°s)										曽者の	氏名							_	
	次	の特例の適用	を受ける場合は	、 □の中		記入し	てくだ	さい。												
		私は、租税 私は、租税	特別措置法第7 特別措置法第7)条の3第)条の3の	1項の規 2第1項	定に。	よる相続 足による	時精算住宅資	課務 選金特別	択の特例のii 控除の特例の	適用を含 の適用で	受けます を受けま	: す。					(単位	ヹばF	7
	4	寺定贈与者の何	住所・氏名(フ	リガナ)	72347	0200				得した財産	原の明			財産	を取	得し	た年	月日		_
		申告者との	か続柄・生	年月日	種用	類 1	17/1	所	等	数 量 固定資産税評価額	-	断数		財	産	Ø	価	額		
	住	所										ļη	平成		年		月			B
相										h	1	合								
TH	フリカ											円	平成		年		月]]	B
	氏	名								р	1	倍							7	
続	続	柄生	年 月	B								P	平成	ПГ	年		月			日
		<u> </u>	明治 1、大正 2		H					h	1	倍							ī	
	課	William World Co. Co., Land	の合計額(課	STATEMENTS V	J							17)								
時	課税価格	VERNELL CONTR		PLANEST STREET								-								
	恰の計算	REPORT AND THE PARTY OF T	住宅取得等資金			200						18	_							
	2023	(切のうち	住宅取得等資金	金以外の額	A (W)—(18)						19								
精	住宅資	過去の年分	の申告におい	て控除した	と住宅資金	金特別	控除額	の合計	額(最	長高1,000万	円)	20								
	住宅資金特別控除額の計算	住宅資金特	別控除額の残	頂 (1,000	万円一個	円-@0)					21)	1								
	控除額の	要性 住宅資金特別控除額(⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額)							22											
算	計算					3														
	特	②の控除後	の課税価格(D-22)								24)								
÷H)	別 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2.500万円)							25)												
課	除								26							T	=			
	の計	特別控除額	(図の金額と	90の金額の	のいずれ	か低し	1金額)					27)			ì				T	
税	算	翌年以降に	繰り越される	寺別控除著	Ā (2,500	万円		⑦)				(28)								
		②の控除後	の課税価格(9- 7)	[1.000F	未満	切捨て】					29						0		C
	税額	②に対する	税額 (②×20	%)								30	F					-	0 (
分	0							します				1								
	算									32										
	-	/王·汀17/008	申告した税務署名	適用した	年分	受贈	者の住	所及び	氏名(相続時精算課税	選択届出		載した住	所・氏	名と異な	る場合に	のみ記	入しま	#.)	
	上記	⑩及び⑮の	署	平成	年分															
	50,170	を適用した	署	平成	年分			(G)											
	申告	の状況	署	平成	年分				ن										_	
	1	(注) 上記(の欄に記入しきれ	ないときは	、適宜の	用紙に	記載し提	出して	ください).										_

[◎] 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

記号	欄	書きかた
	「平成口口年分」	□□の中に「21」と記入します。
A	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
	「次の特例の適用を受ける	相続時精算課税選択の特例 (41 ページ参照) 又は住宅資金特別
B	場合は、口の中にレ印を記	控除(41ページ参照)の適用を受ける人は、□にレ印を記入し
	入してください」	てください。
	「住所」、「氏名」及び「フ	 申告書第一表の書きかた(10 ページ)の©欄を参照してくだ
	リガナ」	中 _{日音第一表の音さがに(10・ハージ)のじ欄を参照してくた} さい。
C	「続柄」	Jav.º
	「生年月日」	申告書第一表の書きかた(10 ページ)の⑧欄を参照してくだ
		さい。
	「種類」、「細目」及び「利	 } 申告書第一表の書きかた(10 ページ)の⑩欄を参照してくだ
	用区分・銘柄等」	中音音射一衣の音さかた (10 ページ) の動機を参照してくた さい。
	「所在場所等」	C V '0
D	「数量」	
	「単価」	
	「固定資産税評価額」	
	「倍数」	
E	「財産を取得した年月日」	申告書第一表の書きかた(10 ページ)の⑥欄を参照してくだ
	「財産の価額」	さい。
	「⑪のうち 住宅取得等資	贈与を受けた財産のうち、住宅取得等資金の額を記入します。
	金の額」	
	「過去の年分の申告におい	過去の年分の申告で、控除した住宅資金特別控除の金額の合計
	て控除した住宅資金特別控	額を記入します。
(F)	除額の合計額」	
	「②の控除後の課税価格」	贈与を受けた財産の価額の合計額から住宅資金特別控除の適
		用を受ける金額を控除した後の金額を記入します。
	「過去の年分の申告におい	過去の年分の申告で、控除した特別控除の金額の合計額を記入
	て控除した特別控除額の合	します。
	計額」	
	「受贈者の住所及び氏名」	受贈者の現在の住所・氏名が、過去の年分の申告で提出した「相
G		続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なってい
		る場合は、過去の年分で申告した住所・氏名を記入します。

※ 申告書の提出に当たっては、上記各項目に記入もれがないかどうか再度ご確認の上、提出してください。

なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署におたずねください。

(5) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた

種類類		細	目	利 用 区 分 ・ 銘 柄 等							
	田			力田地 <i>代</i> 丹地 (岳州华 (耕 <u>佐</u> 华) 子.北佐松の田							
I tule	畑			- 自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別							
土地の上に	宅地			自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別							
存する権利を 含みます。)	山林			普通山林、保安林の別(これらの山林の地上権又は賃借権である ときは、その旨)							
	その他	の土地		原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別(これらの土地の地上権、 賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨)							
家屋	家屋(構造及び用え	金)、構築物	構築物 家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車: 養魚池、広告塔などの別							
	機械、価償却		具その他の減	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、 牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、 営業権についてはその事業の種目と商号など							
事業(農業) 用財産	商品、農産物	製品、半製品 等	品、原材料、	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。							
	売掛金										
	その他	の財産		電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入 権については、その加入局と電話番号							
		上場株式等	<u> </u>								
	株式、	取引相場	配当還元 方式によ ったもの								
1 11	出資	のない株式、出資	その他の	A A A List							
有価証券	E 券	八、川貝	方式によったもの	その銘柄							
	公債、	社債									
	証券投 証券	資信託、貸付	付信託の受益								
現金、預貯金等				現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定 期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的							
家庭用財産				その名称と銘柄							
	生命保	険金等									
	立木			その樹種と樹齢 (保安林であるときは、その旨)							
その他の財産 (利益)	その他			1 事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権については、その加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によるを選集したものとなった。							
				って取得したものとみなされる財産(生命保険金等を除きます。) については、その財産(利益)の内容							

⁽参考)「取引相場のない株式、出資」の「細目」欄への記載については、例えば、「株式 配当還元方式」や「出資 そ の他の方式」と記載していただいて差し支えありません。

2 申告書の記載例

(1) 暦年課税の申告書の記載例

【事例1】暦年課税を適用する場合

私は、父から現金 100 万円、祖父から上場株式 5,000 株の贈与を受けました。 暦年課税により申告します。

	太皇市 模務等 平成 22年 3 月 8 日		21年分)贈与	税の	申告書	i			F	D 4	7	2 3						
Ē		734 - メ××× (電影	1 x x x - x.	xx = xx	xx)	税務署書	を理欄 (記)	入しな	いでく	ださい	.)				第				
1	住 所				_	整理番号				7	簿		1		_	•			
100	积		00 m x	[目x春	x号	申告書提出年月	IR I		$\frac{1}{1}$		財産		413	8	表				
受付	前フリガナ***	リガナは、必ず紀入してく コウ タ" イ	チュウ			災害等延長期					細目		処理		平成				
	氏 名	甲田 -	一京下		(E)	Total cost a part and a									21				
					- E	出国年月					関与		al i	-	分				
	生年月日3	54#06	月27日曜	業会社	生員	死亡年月	日				関与 区分	• [修		21年分以降用)				
	贈与者の住所	明治[1]、大正[2]、[所・氏名 (フリガナ)		女 得 し	た財	産の明	細	_	財	産を	取得	したも		単位は円 日	"\ [#]				
	申告者と(住所	の続柄・生年月日	121	在場了	利用区分·銘柄 新 等	多数 量 固定資産税評価額	単 価		財	産	0	征	fi 1	額	住宅		注記		
		OO町x丁頁x着	現金、猪		現金			PT				b			取	4	意 入		
I	7川分 3ウ タ *	לעם פ	統柄門工						成 2	1 年	EU	5 F	10	8 8	得等		してれ	, L	
	平 聖	7.2 7.1		東区の	_	P		165							資金		くが	Ñ	
	生年月日 明·大 (D-平 17年 4 月 2	7日	×丁筒 ×5	备地/			<u></u>			U	0	טוכ	00	上の非	1	さい	١	
歷	- 4 .	0町×町×番	x县 右任凯恩	上海南太等	00	从	290	PH	. 0			proje	- 0		課		。所	j T	
	79が フウ 9 ** 氏名	73 14	統柄		701-4-17	5,000		375	成 2	自	EO	'/ F	1 2	8 8	()	ř.	す	-	
	甲田	,		中区 00		Fi		俗							申告		σ)	
年	生年月日 明 ① 日	昭·平 9年2月1	6日 × 7日	X 養地/ AA	数山麓			L			4	5 0	0	00	は申		で	š ,	
	13377						5	141							告は申告書第				
	フリが 氏名	- 1	続 柄					平.	成		F.	F	1		第				
譿	R ACT					13		俗							表				
	生年月日 明・大・	昭・平 年 月	В					L	_				_] 				
	財産の価額の合	計額(課税価格)					C		1.000.000		4	5 0	0	00	100				
移		右の事実に該当する場合に 口の中にレ印を記入します		一初めて贈	与税の配偶者抗	らの贈与について 空除の適用を受け	(Z		最高2,000	(7114)			T		相続				
	・ 関与を受けた居住用名 基礎控除額	F動産の価額及び贈与を受けた	金銭のうち居住用不動産	の取得に充てた部	分の金額の合計	RD		3	i					OC	一時				
	@Bzs@otts	後の課税価格(①-	-@-@\ [100	0円未満切拾	e-71		(4				3			00	算				
5		/由生界等	Owner Committee of the			7年分に住宅取得3					1	3 !			初				
	④に対する税額	(の贈与の特例を受けている)	場合には、「住宅取得資金	等の贈与の特例に任	係る贈与税額の計	算明細書」の⑩の	の金額ノ	220	+			9	, 0		単				
		額(外国にある財産の制	当与を受けた場合で、	外国の贈与税	えを課せられた	ときに記入し			-			2 4			一は				
	差引税額(⑤-	ATC					[0				1	3 5	0	00	」		/+ n+	vi= 65	- =
		分 (「暦年課税分」のみ月 第二表「平成 年分割	曾与税の中告書(相続)	い 動幅の記入の 時精算課税の計算	ルン要はありま・ 算明細書)」を(せん。なお、「相」 作成してください			reen) Jil.			_	1	書第	相	続時		
	(第二表「平成 年	の課税価格の合計額の課税の申告書(相談	続時精算課税の計算	明細書)」の①)の金額の合計	上額)	(8	-					L] - 		係る		
	付化脂サイム	の差引税額の合計額 三分贈与税の申告書(相縁		明細書)」の②	の金額の合計	F額)	(9	9							1		!入す		
	課税価格の合計	額 (①+⑧)					(1	0		2	П	5 0	0 0	00	緒	1++	りませ		_
П	I SECOND WEST COLD - ARLES AS	WEST STREET STREET	i (7)+(9)) [1	00円未満七円00	捨て]		0		+		1	3!			7 15				
슫	CALL STATE OF THE	引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨)) [100円未満切捨て] 地等納税猶予税額(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)						2			-			00	- 19				
F	EV AVORAN SUBSTITUTE					. V	1,000	-	-				÷	00					
書	株式等納税猶予	WINE SO IS	予税額の計算書 (贈与) 予税額の計算書 (贈与)	別の問題」の	2の②の企業	1	(1		÷			2 1	-	F bassess basses	+2				
	甲告期限までに	納付すべき税額(① 差引税額の	D-(2)-(3) O合計額 (納付す	べき超鏡)	の増加額		_	4)	+		1	3 5	0	00	11				
	この申告書が、申告書である。	修正 (⑪-第三書	表「平成 年分贈 そでに納付すべき	与税の修正申告	ř書 (別表)」の	O(II)	(1	-	+		-		Ļ	00	4				
	平口盲 (のる)	(倒一第三書	長「平成 年分贈」	与税の修正申告	音 (別表)」の		[0	6					_	00					
		一件成祝埋士の	事務所所在地	* 看石押印	· 电韶番号		税理士法	第30余	その書面	i提出 在	i		ili	i信日付印	11				
						(B)	税理士法	第33余	EO 20	普面指	是出有		66		D				
	· ·								(資5-	-10-1	-1-	A 4 li	-	平21, 10	_				

16

【事例2】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから 20 年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。

贈与税の配偶者控除の特例を適用し申告します。

	-	札幌西 稅務署長 殿 成22年2月12日提出	平成 21	年分!	贈与湯	锐の	申告書	書		Ĩ	F D 4	7 2	3	ļ		
提	平		XXX (電話 XX	- 10 15000 S			M M OUS ROLL	整理欄(記	スレ	ないでくた	どさい。)			第		
H	28	住 所	·		N. D		整理番号	III (III)			名簿			_		
用票	被极	木し下える	予西区OOX系		〈猫×号		申告書提出年	月日	i		財産		事案	表	注記	
	付前	フリガナ オ	ツヤマ キ	ב ליב			災害等延長	期限	İ		細目	3	処理 ■	(平成	注 記 意 し も	
		氏 名 乙	. Щ 3	京子		T	出国年月	18			3-1		TE -	年	てれ	
		生年月日320	年07月2	6 日職業	無項		死亡年月	1 8			関与 区分		修正 🔳	21年分以降用	くださいな	
		◆-明治 1 贈与者の住所・氏名	、大正2、昭和3	平成4	得し	た財	産の明	細		Et i	産を取得		(単位は円)	1 第	い。簟	
		申告者との続柄住所札幌市西区〇〇	·生年月日	種 類	組 目 期 所	明区分·銘柄 等	固定資産税評価			財	産の		額	(住宅	い。 箇所ですの	
		×桑△×	T目X卷X号	L 411- 1	包地	但用地	(特分2分の1		F	平成 2	1 4 6	Q B	1 0 1	宅取		
	I	氏名	子吵 続柄	土地		Bure	165.00 m	2.70,000 H	倍	十成乙	1 # 0	OH	18 B	等	T T	
		乙 山 - 生年月日 明・大 □・平 1	up	l ' ' '	[XZ	且×鲞					2 2 2	750	000	金の		- =7
E	替	住所		I II	家屋				hi					無課	□に ノ 印を 入します。	: āC
1		フリガナ	統柄		太·杰)		_		_	平成 2	1年0	8月	18日	課税の	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		氏名 ′1	"	札幌市				H / 0	俗					申告は	配偶者控除の	が多と
1	Ŧ	生年月日 明・大・昭・平 // 住所	年 月 日	X	♣ ∆XJ	ex 独	745,60	0 10	lil.		1	4 5	600	は申告	なる「居住用不	
			Tas ne							平成	年	月月	Пв	書	一個 と 贈り	を受け
=	課	7川が 氏名	続 柄					н	倍					第一	た金銭のうち	
F	沐	生年月日 明・大・昭・平	年 月 日											表の一	不動産の取得 た部分の金額	
		財産の価額の合計額(果税価格)					(D		230	20	600	Ę,	額を記入します	
7	锐	配偶者控除額 (右の事実) (口の中に) (関与を受けた居住用不動産の価格	に該当する場合には、 ・ ン印を記入します。	[らの贈与しつい 陸降の適用を受		2)	(最高2,000)	万円) 2 o o	00	000	相		
		基礎控除額	良及び照号を交げた並銭のう	5店住用不動産の取	特に光くだ部分	の金割の召出	服)		3				000	時精		
	分	②及び③の控除後の課程	党価格(①-②- (③) 【1,000F	未満切捨	て]		(4)		19		000	課	THE ATT AND A PARTY OF	A +T (-T
)J	④に対する税額 (^{申告書算} の贈与の	5一表(控用)の裏面の「贈り 特例を受けている場合には、	祝の速算表」を使っ 「住宅取得資金等の	って計算します。 贈与の特例に係	なお、平成 る贈与税額の記	17年分に住宅取れ 1算明細書」の 🔟	資金等	5		1	92	000	税の申	配偶者控除の金	
		外国税額の控除額(外国	にある財産の贈与を多	とけた場合で、外	国の贈与税	を課せられた	とときに記入し	ます。) (6					告は	入します (左の を記入しますか	
		差引税額 (⑤-⑥)	39,310,31, 39,321,300	Consider Facilities	24U w 1 Cal L - 775				7			92	000	申告	万円を超えるは	
		相続時精算課税分 (^{「勝} 第二 特定贈与者ごとの課税		る方は、⑧及び⑨ 中告書(相続時精)欄の記入の。 算課税の計算	必要はありま 明細書)」を	せん。なお、「A 作成してくださ			中告をされる	方は.)			書第	2,000 万円と記	
	Ĭ	特定贈与者ことの課代 (第二表「平成 年分贈与8 特定贈与者ごとの差引	その申告書(相続時精算	下課税の計算明細	書)」の⑰の	の金額の合計	十額)		8					T X	す。)。	
L		(第二表「平成 年分贈与科		算機の計算明細	唐)」の⑫の	の金額の合計	十額)	(9					J E.		
7	Ш	課税価格の合計額(①	+®)					(0		230			緒		
		差引税額の合計額(納付	付すべき税額(⑦・	+9)) [100F	円未満切捨	て]			D	7	1	92		に提出	相続時精算	
í	合	農地等納税猶予税額(N.	1,755	12)				00	して	に係る贈与	
1	H	NO USE TO SERVE	「株式等納税猶予税額の 「株式等納税猶予税額の		(別表)」の2	の②の金額	n)		3			0 0	00	<	■ がない場合 記入する必	
		申告期限までに納付す	べき税額 (⑪-⑫) 差引税額の合計		き税額)の	増加額			4			7 2	000	ださい。	ありません。	
		の申告書が修正 告書である場合	(⑪-第三表「平成 申告期限までに	年分贈与税 内付すべき税	の修正申告 額の増加額	告(別表)」の 種	19024177	- 1	15) 16)				00	ů		
L	(8	作	(A) - 第三表「平成 成税理士の事務」)———			0.00	the contract		通信日付印]		
0							0	○ 税理士法○ 税理士法					* 1.5			
							,	- WELLE	, M201	#509CEUR	-10-1-1		確認者 (印 (平21, 10)	1		

平成 21 年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 21 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除 (2,000 万円控除) の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の<u>左側のみに○がある場合</u>には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。 該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者はあなたの配偶者(夫又は妻)ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この時間の適用も呼けたことがなりませか。	は い	
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。		
4	【3 で「はい」と回答した方のみ記入してください。】	いいえ	はい
4	前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	0.0.7	18. 0.
5	贈与を受けた財産は不動産(土地等・家屋)又は金銭ですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】	はい	いいえ
	その不動産は、国内にある不動産ですか。	16. 0	0,0,7
	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】		
7	その金銭を平成22年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てます	はい	いいえ
	ئر ورن الم		
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は平成22年3月15日までに居住す	はい	いいえ
	る見込みですか。		
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

イ 添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に、この特例の適用により控除を受ける金額(配偶者控除額)その他必要な事項を記載するとともに、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

カ 目 :	規と称うして近山しなりがはなりません。
	添付書類
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本(居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。)
2	受贈者の戸籍の附票の写し(居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。)
3	控除の対象となった居住用不動産に関する 登記事項証明書
4	受贈者の住民票の写し(控除の対象となった居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成されたものに限ります。) (注)上記2の戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が、贈与税の配偶者控除の特例の対象となった居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しを提出する必要はありません。

ロ 特例の概要

婚姻期間が 20 年以上である配偶者から、①居住用不動産(信託財産が居住用不動産である場合の、信託に関する一定の権利を含みます。)の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合(贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の、信託に関する一定の権利を含みます。)で、①及び②の場合とも、それぞれの贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額(110 万円)のほかに贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から 2,000 万円(その合計額が 2,000 万円に満たないときにはその合計額)を控除することができます。

- (注) 1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。
 - 2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除が適用されます。

【事例3】平成17年分の贈与税について「住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)」の適用 を受けた人が、平成21年中に財産の贈与を受けた場合

私は、平成 21 年中に自動車の購入資金として、祖母から現金 200 万円の贈与を受けました。なお、私は、祖母から平成 17 年に住宅を取得するための資金として現金 1,000 万円の贈与を受け、「住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)」を適用して贈与税の申告をしました。

	鹿児島 報務署長 殿		1 1	H)/	~\\ -	ata etca	460			Г	16594 15	201	-027 FD	1 62	1 1			/		
_	成22年2月22日提出	平成 21	4 40 55000	567/M. SCI 64231	45030	申告	-			L	F C	4	7 2	3]	-				
		<×××(電話 ××	x – xx	x – xx>	(X.)	税務署	醫整理欄	(記入し	ない	でくだ	さい。)					第				
務根	^{住 所} 處児島	局市00町	×丁目	×番×	号	整理番号					名領	į				表				
機製	フリガナ ※フリガナは、	必ず紀入してください。				申告書提出	年月日					財産		事案						
77. (4)		***************************************	<u> </u>	(面	災害等延	長期限					細目		処理		成 21				
	氏 名 山	<u> </u>	二郎			出国年	月日				لسال	7-1		8TIE		年分				
	生年月日340	年01月2	9日職	業地方公	務員	死亡年	月日					関与 区分		修正		(平成21年分以降用)				
	明治1	、大正2、昭和3	取 平成4	得し	た財	産の	明細			H+ 309	を取	40. I	た年		位は円)	用				
	贈与者の住所・氏名 申 告 者 と の 続 柄		種 類 所 右		利用区分·銘柄		量 価額 倍	断数		財	産産	0	んサー価	を		()				
	^{住所} 鹿児島市 00町	VT日×卷×早	現金・預		現金			H			_	_				(住宅取得等				
Ŧ	別が ヤマ ダー ハナ		貯金等			•			平成	2	年	0	3 月	3	1 日	得等				
		.子 祖母		市00			H	俗								で資金の				
	生年月日 明・ □・昭・ 平 八 住所	5年10月24日	,	X ET X	备×亏		_	PI	Ш	Щ	2	00	0	٥	00	一の非				
暦	LL71							(*1	777		7		10			課				
	7川分 氏名	統柄					[7]	倍	平成		年		月		日	が				
	theory in the month	年 月 日														課税の申告は				
年	生年月日 明・大・昭・平 住所	年 月 日						19								中				
		Lett Ass							平成	ПГ	年		月	П	B	申告書第				١
===	刊 分 氏名	続 柄					円	倍	1 120							1-		転記し	ます 引者控	ı
課	生年月日 明・大・昭・平	年 月 日														表の一		除額が		ı
	財産の価額の合計額(制	果税価格)						1			2	00	0	٥	00	<u> </u>		場合に		ı
税	配偶者控除額 (右の事実に	に該当する場合には、. ン印を記入します。		□私は、今回初めて贈り	回の贈与者か 与税の配偶者	らの贈与につ 控除の適用を	いて 受けます。)	2	(最高	2,000万	(4)					相		(1)-2		r
	(贈与を受けた居住用不動産の価値	頂及び贈与を受けた金銭のう	ち居住用不動産の	取得に充てた部分	分の金額の合計	1900	J	ŋ								一時		金額を		ı
	基礎控除額	W. 10 0	2) (1,000	ter -E-14b tortA				3						0	-	精算		649	0/0	J
分	②及び③の控除後の課程	WALNUT WATER DOOR	SOUTH STREET,	円未満切捨	1.00	17年分计化学用	担容会体 \	4	H				_		00	課税		±==¬ ı	++	1
	④に対する税額 (申告書業 の贈与の				Manufacture Co. C. W. o.	VELVE PRESENTATION	1 05150	(5)	\vdash			2 1	15	0	00	单		転記し	、 まり	٥
	外国税額の控除額(外国	にある財産の贈与を多	けた場合で、	外国の贈与税	を課せられ	たときに記入	します。)	6						Α.		申告は申告				
	差引税額(⑤-⑥)	は無数な、のもははそれ	z-1:14 @16:15	Omoti o	の面けまりま	tabl fado	Fame Ambreton	7	ndutti-t-	++12+	14 \	4	† 5	O	00	当告	相	続時精	算課	税
V	相続時精算課税分 (第二 特定贈与者ごとの課税(年課税分」のみ申告され 表「平成 年分贈与税の 而格の合計額	中告書(相続時	精算課税の計算	(明細書)」を	作成してくだ	さい。	_	THE STATE OF	21197)					曹第		係る贈		
Ĭ	特定贈与者ごとの課代 (第二表「平成 年分贈与8 特定贈与者ごとの差引	他の申告書(相続時精算	京課税の計算明	細書)」の⑰	の金額の合	計額)		8			H		1			第二表と、		ない場		
	(第二表「平成 年分贈与R		草課税の計算明	細書)」の②	の金額の合	計額)		9		-						اج	請	己入する	必要	は
ш	課税価格の合計額(①・	+®)						10			2	0	0 0	D	00	緒	₽.	らりません	ι_{\circ}	
Ш	差引税額の合計額(納付	寸すべき税額 (⑦	+9)) [100)円未満切拾	含て 】			11)	-			2 4	45	0	00	提				
合	農地等納税猶予税額(「農地等の贈与税の納料	見猶予税額の計	算書」の⑨の	0金額)			12)							00]世				
-1	株式等納税猶予税額(「株式等納税猶予税額の 「株式等納税猶予税額の	計算書 (贈与税 計算書 (贈与税) の3の④) (別表)」の2	の金額又は2の2の金	an)		13)							00	てくださ				
計	申告期限までに納付す	No. 10 95	32					14)				2	1 5	0	00	ださ				
=	の申告書が修正	差引税額の合計 (⑪-第三表「平成				の①)		(15)							00	11,				
57765	告書である場合	申告期限までに	内付すべき利	始額の増加額	Œ.	00000000		16)							00	1				
	作	成税理士の事務					□ 税理	上法第	30条の	書面相	出有			道任	言日付印	1				
						0	□税理	a Solvar	voise .		Carrieros.	出有		nter	war on					
	L								SAUSTRIA	32.22.1	1,775,000,0	277/27/5	14統		図者 (1) P21, 10)	_				

曆年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

				○この明細書は	
(1) 平成17年分の贈与税について	適用を受けた住宅取得資金等 <i>の</i>)贈与の特例に	関する事項	書は、	
贈与者の氏名 (申告者との続柄)	申告した税務署			贈与税の	
山田 花子	鹿児島 税務署			の中告書第	
(2) 課税価格に対する税額の計算	Ĭ			表と一緒に	
課税される財産の価額の合計額(申告	書第一表の(①−②)の金額)	1	2,000,000	緒に提出してください	
この特例の適用を受けた住宅取得資金 (1,500万円を超える場合は、1,500万円		93	10,000,000	くださ	
住宅取得資金等の額の 1 に相当する金	額(②× ½)	3	2,000,000	100	
(①+③)の金額		4	4,000,000		
基礎控除額		5	1, 100, 000		
課税価格(④-⑤)【1,000円未満は切	り捨てます。】	6	2,900,000		
⑥に対する税額 (「贈与税の速算表(平成 15 年分以降用) 」を使って計算します。)	7	335,000	+	適用する税率に
(③-1, 100, 000円) の金額【1, 000円	未満は切り捨てます。】	8	900,000		ページの贈与税 算表を参照して
⑧に対する税額 (「贈与税の速算表(平成15年分以降用)」を使って計算します。)	9	90,000		さい。
算出税額(⑦-⑨)【マイナスの場合は /中生事等、まの②関へ配記します)	3 0]	10	2,45,00]	

〇 税額の計算方法

平成 17 年分の贈与税について、「住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)※」の適用を受けた人が、平成 21 年中に贈与を受けた財産について暦年課税の適用を受ける場合には、平成 21 年分の贈与税は「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」により計算することになります。

※《「住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)」について》

この特例は、父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合において、そのうち 1,500 万円までの部分については、一定の方法により贈与税額を計算(550万円までは贈与税はかかりません。)することができるものでした。

この特例は、平成17年12月31日をもって廃止されました。

(2) 相続時精算課税の申告書の記載例

【事例 4】相続時精算課税を適用する場合

私は、父から宅地の贈与を受けました。

平成 21 年 1 月 1 日において、父は 65 歳以上、私は 20 歳以上ですので、相続時精 算課税を選択して申告します。

中	
1	
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	
佐 名 東京 大 子 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	
# 日本の日本	
## 日本子との技術・生年月日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	
## 持ちのは所・氏を(フリガナ) 中古 者との 技術・生年月1 日	
東京	
下成	
本名 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
新田 明・大・昭・平 年 月 日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	
中の	
中央	
中国	
現代 中の	
現代 日 日 日 日 日 日 日 日 日	課税に
大式等が根別・一大・一般 10 10 10 10 10 10 10 1	
東京	
財産の価額の合計額 (課税価格) 日本の会社の場所を持ちらい。	りません
(場) 全受けた見住用不動産の値能及び鳴りを受けた金銭のうち見住用不動産の政府に充てた個分の金額の合計館の	
④に対する税額 (中音音音一表付別の頭面の「簡単段の遠耳表」を使って計算します。なお、平成17年分に作む限育資金等	
④に対する税額 (自告書)―表住即の返編の 間身板の進度社 (をもって消圧します。なお、平私1年分に住宅税資金等) (多) (事務の時代会ではこれの信は、住宅保資金等の場合が無理をいまり事用語)の後の金額) (多) (事務の事務の (外国にある財産の間与を受けた場合で、外国の間与税を属せられたときに記入します。) (多) (事務の事務の事務の事務の事務の事務の利益の記入の必要はありません。なお、「相談時精算課税分」の中告される方は、「お本」では、中分間与税の中告される方は、「お本」では、中分間与税の中告される方は、「お本」では、中分間与税の中告される方は、「お本」では、中分間与税の中告される方は、「お本」では、中分間与税の中告される方は、「お本」では、中分間与税の中告される方は、「お本」では、中分間与税の申告されるの言語の「おかま」の他の金額の合計部 (第一表、「平成、年分間与税の申告されるの言語の (第一表、「平成、年分間与税の申告されるの言語の (第一表、「平成、年分間与税の申告されるの言語の (第一表、「平成、年分間与税の申告されるの言語の (第一表、「平成、年分間与税の申告されるの言語の (第一表、「平成、年分間与税の申告されるの言語の (第一表、「平成、年分間与税の申告されるの言語の (第一表、「平成、年分間与税の計算書」の他の金額の合計部 (第一表、「平成、年分間与税の言語の言語の言語の言語の言語の言語の言語の言語の言語の言語の言語の言語の言語の	
差引税額(⑤) (① 田年課股分) のみ申告される方は、⑥及び⑨陽の記入の必要はありません。なお、「相談時精算課股分」の中告をされる方は、)	
差引税額(⑤) (①	
特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二次 「平成 年分前与股の中告書 (相談時情算課税の計算明細書)」の①の金額の合計節 (第二次 「平成 年分前与股の中告書 (相談時情算課税の計算明細書)」の②の金額の合計節 (第二次 「平成 年分前与股の中告書 (相談時情算課税の計算明細書)」の②の金額の合計額 (第二次 「平成 年分前与股の中告書 (相談時情算課税の計算明細書)」の②の金額の合計額 (1)	
1	31
(第二表 「平成 年分離与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の②の金額の台計館) (第二表 「平成 年分離与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の②の金額の台計館) (第二表 「平成 年分離与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の②の金額の台計館) (第二表 「平成 年分離与税の計算書 (間)」	さしよす。
課税価格の合計額 (①+⑧) 差引税額の合計額 (納付すべき税額 (②+⑩)) [100円未満切捨て] (記して、	11 ##
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑩)) [100円未満切捨て]	JUA 9 (
 農地等納税猶予税額(「鳥地等の贈与税の前稅所予稅額の計算書」の⑤の金額) 株式等納稅猶予税額(「株式等前稅盈予稅額の計算書」の⑥の金額ンは (議式等納稅猶予稅額(「株式等前稅盈予稅額の計算書」個与稅)(別表)」の2の②の金額) 申告期限までに納付すべき稅額(⑪・⑫・⑬・□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
無地等納税値 「福度等の監与税の網投資で経過の計算者 (図与税)」の3の ④ の金額又は (程式等納税猶予税額 (「指式等前稅盈計算者 (図与税)」の3の ④ の金額又は (相談等前稅盈計算者 (図与稅) (図表対) の2の②の金額) (13	
この申告書が修正 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (① - 第三表 平成 年分贈与収の修正申告書 (別表)」の① (① - 第三表 平成 年分贈与収の修正申告書 (別表)」の④) (⑤ - 第三表 平成 年分贈与収の修正申告書 (別表)」の④) 作成税理土の事務所所在地・署名押印・電話番号 (※ (日) 44日	
この申告書が修正 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (① - 第三表 平成 年分贈与収の修正申告書 (別表)」の① (① - 第三表 平成 年分贈与収の修正申告書 (別表)」の④) (⑤ - 第三表 平成 年分贈与収の修正申告書 (別表)」の④) 作成税理土の事務所所在地・署名押印・電話番号 (※ (日) 44日	
この 甲 告 書 か 修 止 申 告 書 で あ る 場 合 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (®)-第三表 平成 年分贈与収の修正申告書 (例表)」の例) 16	
() () 第三表「平成 年分贈与殷の修正申告書 (別表)」の例) () () () () () () () () () () () () ()	
● 切を上であるの表の音曲提出性	

21

例

「相続時精算課 税選択の特例」及 び「住宅資金特別 控除」の適用を受

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課 税選択届出書」の提出が必要となります。

				務署受税	付印				受贈	者の	氏名		東	京、才	7	ř-		217
	次(の特例の適用	を受ける場合は	, □の中に	レ印を記	入してくだ	きい。											- IN
			特別措置法第70 特別措置法第70								A Property	•				(単位に	(四)	
	4	寺定贈与者の信	上所・氏名 (フリ)ガナ)	17000		1	得した財産	1			財産	で 取	得し	た年	0.05-21-20	×1 1/	5 2
	1	申告者との	分続柄・生4	1月日	種美	在場	所 等	等 数 量 固定資産税評価額	単 倍	断数		財	産	の	価	額		4
	住	所			土地	皂地	白月地	86.50 m	300	т О ОО О,	平成	2	年	10	月	20	日	1
40	Đ	०० नेवा) 4丁目 x x ³	本品号	野市	市の公	7月X春	lri		倍			2 5	9 5	0	00	٥	BE
相	フリカ	けりも	动 付几	ゥ						P	平成		年	ПГ	月		日	100
	氏	4 東	京一京	ß			-	P.		倍								Oth I wan
続	続	柄生	年 月							Р	平成	П	年		月		B	
nou.	Jy		月治 1 大正 2	H 2 6 H				jr.		倍								- Mail
	#III	2000	の合計観(味ん	Salaria.									7 -	9 F		00		1
時	脱価格の計算	SESSECTION OF THE PROPERTY OF	住宅取得等資金	ALCONOMICS.						18)			<u> </u>	/ 3				74mpp
	か計	PARKET NAME OF			(8. 8)					-				95				9
精																		
	住宅資金特別控除額の残額 (1,000万円一個)																	
	除額の	住宅資金特別控除額(⑱の金額と⑪の金額のいずれか低い金額) ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②																
算	跡				-													糸(:
	持	②の控除後	の課税価格(()-(2)						24)			2 5	9 5	0	00	0	終に払出して くかさい
課	別空	過去の年分	の申告において	て控除した特	持別控除	額の合計額	(最高2,500	万円)		25)							0	-
пж	除額	特別控除額	の残額(2,500	万円一億)						26			2 5	0 0	0	00	0	1
	の 計	特別控除額	(図の金額と図	6の金額のい	ずれかり	低い金額)				27)			2 5	00	0	00	0	1
税	算	翌年以降に	繰り越される特	持別控除額	(2,500万	7円-13-12	D)			28							0	
		②の控除後	の課税価格(②	9-@) [1	.000円未	満切捨て】				29				95	0	00	0	
	脱額	図に対する	税額 (@×20:	%)						30						00		
分	の 計	外国税額の	控除額(外国に	ある財産の贈与	を受けた地	合で、外国の	贈与税を課せら	れたときに記入	します。)	31)			i					
	箅	差引税頃(2.0074102-7104-9			7 7 5 mm = 2	1112-61-1107		(32)				19		00		
	J	100000000000000000000000000000000000000	申告した税務署名	適用した年	分	を贈者の住所	所及び氏名(「相続時精算課税	選択届出		己載した住	所・氏	名と異な					1
	1-92	ふみだり の	署	平成 年	分													
	69,5700	を適用した	署	平成 年	分													
	甲告	の状況	署	平成 年	分													
	1	(注) 上記の)棚に記入しきれ	ないときは、	適宜の用組	氏に記載し提	出してください	N ₀										I
*		署整理欄 整理				名簿			届出番	号		-	141		Ti di	血認		
* EO#	間には	記入しないて	*ください								(谷5-	-10-	2-1	- A 4	\$\$T-1	(平21	10)	l.

22

私は、下記の特定贈与者から平成<u>2</u>年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は居所	町田市 00 4 丁目 **番 44号
フリガナ	トウ キョウ イチ なウ
氏 名	東京一郎
生年月日	明·大·圈 /2年 //月 26日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由						
推定相続人となった年月日	平成	年	月	日		

3 添付書類

次の(1)~(4)のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に**√**印を記入してください。)

- (1) ☑ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) ☑ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) ☑ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) ☑ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
 - (注) 1 租税特別措置法第 70 条の3 ((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成 15 年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
 - 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に遠した時以 後 (租税特別措置法第 70 条の3の適用を受ける場合を除きます。) 又は平成 15 年 1 月 1 日以後、特 定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。
- (注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)。

作成税理士		P	電話番号	
※ 税務署整理欄 ※印欄には記入しない	届出番号	-	名 簿	確認 (資5-42-A4統一) (平21, 10)

「21」と記入してく ださい。

0

相続時精算課税

選択居

出

書

は

必

要な添付書類とともに申告書第

一表及び

一表 と

緒

に提出してください。

平成 21 年中に特定贈与者の推定相続 人となった場合以外 は記入する必要はありません。

平成 21 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 21 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の<u>左側のみに○がある場合</u>には、原則として相続時精算課税を選択することができます。 該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者は昭和19年1月2日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、昭和64年1月2日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の子である推定相続人(子が亡くなっているときには孫を含みます。)ですか。	は い	いいえ
4	平成17年分の贈与税の申告において、その贈与者からの贈与について、「住宅取 得資金等の贈与の特例(暦年課税)」(20ページ参照)の適用を受けていますか。	いいえ	はい

(注) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和19年1月3日以後に生まれた人の場合には、「平成21年分 「非課税制度」、「相続時精算課税選択の特例」及び「住宅資金特別控除」のチェックシート」(29ページ参照)を使用してください。

イ 添付書類

相続時精算課税(41ページの「相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(25ページの(注)3参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付しなければなりません。

次の表の1から4までの書類は、**贈与を受けた日以後に作成されたもの**を提出してください。

火の	次の表の1から4までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してくたさい。							
	添付書類							
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること							
2	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する 書類 (受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)							
3	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類							
4	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する 書類 (贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。) (注) 1 41ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 65 歳に達した時以後(「相 続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。)又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者 の住所に変更がないときは、4 の書類の添付を要しません。							

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務 署におたずねください。

口 適用要件

(イ) 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の1月1日において65歳以上(昭和19年1月2日以前に生まれた人)で、かつ、贈与をした時において受贈者の親であること。
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において 20 歳以上(昭和 64 年1月 2 日以前に生まれた人)で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人であること。

- (注) 1 上記の推定相続人が亡くなっている場合には20歳以上である孫を含みます。
 - 2 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(口) 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、贈与税の申告期間内(4ページ参照)に「相続時精算課税選択届出書」(65ページ参照)((注)2及び3参照)を「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)」及び「添付書類」(24ページのイ参照)とともに受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、贈与税の申告期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、 暦年課税が適用されます((注)2に該当する人を除きます。)。

- (注) 1 上記により、相続時精算課税選択届出書を提出した人を「相続時精算課税適用者」、その届出書に係る贈与者を「特定贈与者」といいます。
 - 2 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成20年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません(24ページの「イ 添付書類」に掲げる書類も同様です。)。
 - 3 平成 20 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
 - 4 上記の手続は、住宅取得等のための金銭の贈与の特例のひとつである 41 ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合にも必要となります。
 - 5 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が、相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などには、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、くわしくは、税務署におたずねください。

Q&A 不動産取得税はかかりますか。

問: 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答: 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税) はかかります。くわしくは、都道府県税事務所におたずねください。

Q&A 相続時精算課税選択届出書の作成

問: 私は父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、父母それぞれ作成しなければならないのでしょうか。

答: 父母それぞれに作成する必要があります。

相続時精算課税選択届出書は、贈与をした者ごとに作成しなければなりません。

なお、具体的な計算例については、26ページをご覧ください。

(参考) 相続時精算課税の適用を受ける場合の具体的な計算例

(設例1) 同一年中に特定贈与者2人以上から財産の贈与を受けた場合

私は、平成21年中に、父から3,000万円、母から2,500万円の財産の贈与を受け、 それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択して申告します。

(父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格 特別控除額 税 率 贈与税額

3,000 万円 — 2,500 万円 = 500 万円 500 万円 × 20% = 100 万円・・・・①

(母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格 特別控除額

2,500 万円 — 2,500 万円 = 0 万円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(納付すべき税額)

① + ② = 100 万円

(設例2) 同一年中に特定贈与者及び特定贈与者以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合

私は、平成21年中に、父から3,000万円、母から200万円の財産の贈与を受け、父から贈与を受けた財産についてのみ相続時精算課税を選択して申告します。

(父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格 特別控除額 税率 贈与税額

3,000 万円 -2,500 万円 =500 万円 500 万円 \times 20% = 100 万円 \cdot \cdot ①

(母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算) (※)

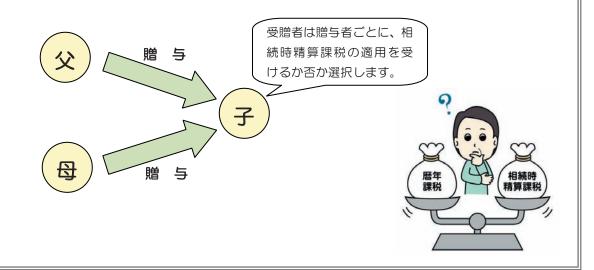
課税価格 基礎控除額 税 率 贈与税額

200 万円 — 110 万円 = 90 万円 90 万円 \times 10% = 9 万円 \cdot \cdot \cdot \cdot ②

(※) 適用する税率は、1ページの「贈与税の速算表」をご覧ください。

(納付すべき税額)

① + ② = 109 万円



(3) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合の申告書の記載例

【事例 5】住宅取得等資金の非課税制度を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、祖父から現金 700 万円の贈与を受けました。

家屋は平成21年中に完成し居住を始めています。

この贈与を受けた現金について非課税制度を適用し暦年課税により申告します。

<u> </u>	<u>外沢 RRMM B B </u> 平成 <mark>21</mark> 年分贈与税の申告書	ŧ		F D 4 7 2 3	
是	〒359-xxxx (電話 xx - xxxx-xxxx) 税務署:	整理欄(記	入しない	いでください。)	
出一級	^{供 所} 所沢市○○××丁目×番×号			名簿	
刊 新	*フリガナは、必ずがえしてください。 申告書提出年	月日		財産事	深 一
好前	フリガナ ヘイ ノ シ"ロウ 災害等延長	明限		細目	理 =
	氏 名				E
	# # B B D W O V B D D B # A A B F # 4 # B				E -
	生 平月 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		الال		単位は円)
	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 取 得 した 財 産 の 明 額 類 細 日 細胞が 線線数 数 侵	組	Hi	財産を取得した年月	
	申告者との総柄・生年月日 所 在 場 所 等 間定資産原産値 住所 現金 預 現 金		数 円	財産の価	額
			25.5	成21年09月2	
1	730 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	9	(6)	R Z T F U 7 A Z	10 1
	1人 王」 八分 カルサは 圭 コーナリー		T	20000	000
	生年日 明・大・昭・平 年 月 日 中古書 第一人 の二のとあり 住所		[7]	20000	
暦			平	成年月	Пв
	77/25 統 柄	q	倍	~	
	生年月日 明·大·昭·平 年 月 日		T		
年	住所		lili		
	Late SV		平	成年月	Пв
	双掛 綾 柄	Ч	倍	~	
課	生年月日 明·大·昭·平 年 月 日		T		
	財産の価額の合計額(課税価格)	1	1	20000	000
税	配偶者控除額 (古の事実に該当する場合には、・・・・・ 日は、今回の贈与者からの贈与につい 初めて贈与税の配偶者登除の適用を受い	7 1	(fi	表高2,000万円)	
176	(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	лж у . / 	2		
	基礎控除額		3	11000	
分	②及び③の控除後の課税価格(①-②-③) [1,000円未満切捨て]		4	9000	000
	④に対する税額 (中告書第一表(控用)の表面の「贈与权の連算表」を使って計算します。なお、平成17年分に住宅取得の対する税額 (の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与模類の計算明顯表」の ⑩		⑤	900	000
	外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入し	ます。)	6		
	差引税額 (⑤-⑥)		7	900	00
-	相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨帰の紀入の必要はありません。なお、「申 第二表「平成 年分階与段の申告書(相談時精算課税の計算明細書)」を作成してくださ	目続時精算課程 い。	分」の中告	ちをされる方は、)	
V	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の①の金額の合計額)		8		
Ш	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与限の申告書 (相談時請算課税の計算明細書)」の〇〇の金額の合計額)		9		
	Minutes and Section 1991 - Sec				
Ш	課税価格の合計額 (①+⑧)		10	20000	
	差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨))【100円未満切捨て】		10	900	
合	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)		12		00
計	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の ④ の金額又は 「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の ② の金額)		13		00
н	申告期限までに納付すべき税額(⑪ー⑫ー⑬)		14)	900	00
11 CTR. 2	の 申 告 書 が 修 正 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)		15		00
申	告書である場合 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (④ 第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の使)		16		00
		〕 税理士/	去第30条	をの書面提出有 j	通信日付印
	0			5の2の東面提出方	okinisk (i)
		n As ellestimate		(資5-10-1-1-A4統一)	確認者 (印 (平21, 10)

転記します。

	平成21年分贈与税の申告	書(住宅取得等資	金の	非課種	党の計算	即細]書)	
	教 署之付 即	受贈	者の	氏名	丙里	予 二	郎	
私は、次の贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等 非課税の適用を受けます。								
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所	等		文得等資金	A COLORADO	A-80, T800	
	住 所			-	住宅取得	CT/EMBRINA	ESTOCIONA SAL	=1
	所沢市ΔΔ XXJ目X番X号	所次 δΔXX JE		平成 2	10.00		月 25	
住	氏 名	大 卷 大	5_					
宅	丙野 太郎 祖父			平成	年		月	
	<u>生年月日</u> 明・天)昭 9年 5月 20日							
取	住宅取得等資金の合計額		33		1 7	00	000	00
/0	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所	等	110000	文得等資金 住宅取得	Anacetta	- 430 - 540	月日
得	住 所			平成	年[月□[日
等	フリガナ 続 柄							
`A=	氏名			平成	年[月 🔲 [日
資	生年月日 明・大・昭 年 月 日							
金	住宅取得等資金の合計額		34)					
の	贈与者別の非課税の適用を受ける金額(切と®	の合計額が500万円を超えた	gud	こうに ⑩	と図を記	入しま	す。)	
V								
非								
==	③のうち非課税の適用を受ける金額		37)		5	00	000	00
課	③のうち非課税の適用を受ける金額	le le	38)					
税	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額(③+③))(最高500万円)	39		5	00	000	00
		5税の課税価格に算入される	金額	の計算				
分	33のうち課税価格に算入される金額 (39 - 50) (48に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表	(A)にこの会類を転記します。)	40		2	00	000	00
	③のうち課税価格に算入される金額 (⑨ - ⑧) (⑩に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表		41)					
	翌年に繰り越される非課税額 (500万円 - 物)		42					0
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				mean, ac	nonana a		との
*	税務署整理欄 整理番号 名簿	確認						

平成21年分 「非課税制度」、「相続時精算課税選択の特例」及び「住宅資金特別控除」の チェックシート

このチェックシートは、平成 21 年中に贈与を受けた財産に対して、「非課税制度」、「相続時精算課税選択の特例」 及び「住宅資金特別控除」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。適用を受けようとする特例の回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてその特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください

〇「非課税制度」に関する事項

1 あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫(直系卑属)ですか。 はいいえ

○「相続時精算課税選択の特例」及び「住宅資金特別控除」に関する事項

2	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人(子が亡くなっているときには孫を含みます。)ですか。	は い	いいえ
3	平成 17 年分の贈与税の申告において、その贈与者からの贈与について、「住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)」(20ページ参照)の適用を受けていますか。	いいえ	は い

〇「非課税制度」、「相続時精算課税選択の特例」及び「住宅資金特別控除」の共通事項

4	あなたは、昭和64年1月2日以前に生まれた人ですか。	は	U	いいえ
5	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注)日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○ で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	は	い	いいえ
6	既に住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住していますか。又は、平成22年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、平成22年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。(35ページの(注)2参照)	は	S	いいえ
7	贈与を受けた資金の全額をあなたの居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得の対価又はあなたが居住の用に供している家屋の増改築等の工事の費用に充てましたか。(35ページの(注)1参照)	は	υ,	いいえ
8	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (注)増改築等の場合は、増改築後の住宅用の家屋の床面積をいいます。	は	い	いいえ
9	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあるものですか。	は	い	いいえ
10	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋(その敷地の用に供されている土地等を含みます。)を新築若しくは取得又は増改築等をしたものですか。 (35ページの(注)1参照)	いい	え	はい

〇 住宅用家屋の取得のための金銭の贈与を受けた人は「11」について、増改築等のための金銭の贈与を受けた人は「12」から「14」について記入してください。

11	取得した住宅用家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの (注)耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして31ページの「添付書類」の【新築又は取得の場合】のAの表の4に掲げる「耐震基準適合証明書」又は「住宅性能評価書の写し」により証明されたもの	は	U\	いいえ
12	増改築等の工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき32ページの「添付書類」の【増改築等の場合】のAの表の5に掲げる「確認済証」の写し、「検査済証」の写し又は「増改築等工事証明書」により証明されたものですか。	は	()	いいえ
13	増改築等の工事に要した費用の額が100万円以上のものですか。	は	い	いいえ
14	【増改築等の部分に居住の用以外の用に供される部分がある人のみ記入してください。】 増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供される 部分の工事に充てられていますか。	は	い	いいえ

イ 添付書類

住宅用家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合には、住宅取得等 資金の「非課税制度」(34ページ参照)のほか、相続時精算課税における住宅取得等資金に係る「相 続時精算課税選択の特例」(41ページ参照)又は「住宅資金特別控除」(41ページ参照)があります。

ここでは、住宅取得等資金の「非課税制度」を適用する場合のほか、相続時精算課税における「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅資金特別控除」を適用する場合の添付書類について説明します。

(イ) 住宅取得等資金の「非課税制度」を適用する場合

次の表に掲げる書類とともに、(ハ)の表の該当する欄に掲げる書類が必要となります。

「Notice of the control of the cont								
1	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分のその贈与者に係る贈与税の額の計算に関する明細書(「申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」に必要事項を記入してください。)							
2	受贈者の戸籍の謄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること							

(ロ) 相続時精算課税における住宅取得等資金に係る「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅資金特別控除」を適用する場合

「相続時精算課税選択届出書」(65 ページ参照)と 24 ページの「添付書類」とともに、(ハ) の表の該当する欄に掲げる書類が必要となります。

(注) 上記の「相続時精算課税選択届出書」及び24ページの「添付書類」は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成20年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

(ハ)「非課税制度」、「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅資金特別控除」を適用する場合

上記(イ)又は(ロ)に掲げる書類のほか、次の表の該当する欄に掲げる書類が必要となります。 なお、表の「特例」欄のaからcの表示は次のものを示しています。

- a 住宅取得等資金の「非課税制度」
- b 相続時精算課税における「相続時精算課税選択の特例」
- c 相続時精算課税における「住宅資金特別控除」

【新築又は取得の場合】

A 平成22年3月15日までに住宅用家屋の新築又は取得をして居住した人

⇒a又はb·cの区分に応じ、次表の○を付した書類

添付書類		特	例
			b • с
	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分のその贈与者に係る		
1	贈与税の額の計算に関する明細書(「申告書第二表(相続時精算課税の計算明	_	\circ
	細書)」 に必要事項を記入してください。)		
	自己の配偶者、親族など特別の関係がある人以外の人から住宅用家屋(その		
2	敷地の用に供されている土地等を取得する場合は、その土地等を含みます。)		
	の新築又は取得をしたことを明らかにする書類	0	\circ
	(注) 上記の内容が登記事項証明書等で明らかになる場合は、登記事項証明		
	書等で差し支えありません。		
	新築又は取得をした住宅用家屋に関する 登記事項証明書 (取得した住宅用家		
	屋が建築後使用されたことのある家屋で、登記事項証明書によって床面積が		
3	明らかでないときには、これを明らかにする書類も必要です。)		\cap
	(注) 贈与を受けた住宅取得等のための金銭によりその住宅用家屋の新築又		
	は取得とともにその敷地の用に供されている土地等を取得するときに		
	は、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。		

4	取得した家屋が35ページのハ(ロ)のAの表の2の③のみに該当する場合には、次に掲げるいずれかの書類 ① 耐震基準適合証明書 (注) その家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 ② 住宅性能評価書の写し (注) その家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。	0	0
5	受贈者の住民票の写し(新築又は取得した住宅用家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限ります。)	0	0

B 平成 22 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが、居住していない人 ⇒30 ページのAの表の 1 から 4 の書類 (a 又は b・c の区分に応じ、Aの表の○を付 した書類に限ります。) のほか、次表の書類

	添 付 書 類		特	例
			a	b • с
	1	住宅用家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及 び居住の用に供する予定時期を記載した書類	0	0
	2	住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには 遅滞なく住民票の写し(その家屋に居住した日以後に作成されたものに限り ます。)を所轄税務署長に提出することを約する書類 (注) 住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく住民票の写しを提 出してください。	0	0

C 平成 22 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない人 (35 ページの (注) 2 に該当する場合に限ります。)

 \rightarrow 30 ページのAの表の1及び2の書類(a又はb・cの区分に応じ、Aの表の〇を付した書類に限ります。)のほか、次表の書類

7. /		特	例
添付書類		a	b • с
1	住宅用家屋の新築の工事の請負契約書その他の書類でその家屋が住宅用家屋 に該当することを明らかにするもの又はその写し	0	0
2	住宅用家屋の新築工事の状態が屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物と認められる時以後の状態にあることを証するこの工事を請け負った建設業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの	0	0
3	住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときは遅滞なくその家屋に関する登記事項証明書及び住民票の写し(その家屋に居住した日以後に作成されたものに限ります。)を所轄税務署長に提出することを約する書類で、居住の用に供する予定時期の記載のあるもの(注)住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく登記事項証明書及び住民票の写しを提出してください。	0	0

【増改築等の場合】

A 平成22年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をして居住した人

 \Rightarrow a 又はb · c の区分に応じ、次表の〇を付した書類

添付書類			例
		a	b • c
1	増改築等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分のその贈与者に係る贈与税の額の計算に関する明細書(「申告書第二表(相続時精算課税の計算明細書)」に必要事項を記入してください。)	_	0
2	自己の配偶者、親族など特別の関係がある人以外の人から増改築等(増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をしたことを明らかにする書類	0	0
3	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が増改築等の工事前にその増改築等をした家屋(「増改築等家屋」といいます。)を居住の用に供していたこと及び増改築等の工事後にその増改築等家屋を居住の用に供していることを明らかにする書類(増改築等家屋に居住した日以後に作成されたものに限ります。)	0	_
4	受贈者の住民票の写し (増改築等のための金銭の贈与を受けた日以後に作成されたものに限ります。)	_	0
5	居住の用に供している家屋の増改築等に係る工事が、次に掲げるいずれかの工事に該当するものであることを証する書類 ① その工事が増築、改築、建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替である場合には、建築主事から交付を受けた建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し、建築主事等から交付を受けた建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し、建築主事等から交付を受けた建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し又は建築士から交付を受けた増改築等工事証明書 i その区分所有建物について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた増改築等工事証明書 i その区分所有する部分の主要構造部である床及び最下階の床の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替。 その区分所有する部分の間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限ります。) iii その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替(その修繕又は模様替に係る壁の過半について行う修繕又は模様替に係る壁の過半についてで言文は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限ります。) ③ その工事が家屋(区分所有建物については受贈者が区分所有する部分に限ります。)のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関、廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた増改築等工事証明書 i 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定 ii 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準	0	0
6	増改築等家屋に関する 登記事項証明書 (登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかに する書類も必要です。) (注) 贈与を受けた増改築等のための金銭によりその増改築等とともにその 敷地の用に供されている土地等を取得する場合には、その「土地等に関 する登記事項証明書」も併せて提出してください。	0	0
7	増改築等家屋の増改築等に係る 工事の請負契約書 その他の書類で、その増改 築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその 明細を明らかにするもの又はその写し	0	0

B 平成 22 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等が完了したが、居住していない人 (「非課税制度」を適用する人に限ります。)

⇒32ページのAの表の2及び5から7までの書類のほか、次表の書類

添付書類		特	例
你们看知 ————————————————————————————————————		a	b • с
1	増改築等後直ちにその増改築等をした家屋(「増改築等家屋」といいます。) を居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類	0	_
2	増改築等家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときに は遅滞なく戸籍の附票の写しその他の書類で受贈者がその増改築等の工事前 に増改築等家屋を居住の用に供していたこと及び増改築等の工事後にその増 改築等家屋を居住の用に供していることを明らかにする書類を所轄税務署長 に提出することを約する書類 (注) 増改築等家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく上記の書類を提 出してください。	0	_

C 平成22年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等が完了していない人(35ページの(注)2 に該当する場合に限ります。)

 \Rightarrow 32 ページのAの表の 1 及び 2 の書類(a 又は b · c の区分に応じ、Aの表の〇を付した書類に限ります。)のほか、次表の書類

添 付 書 類		特	例
	你们 青 類		b • с
1	工事の請負契約書その他の書類又はその写しで、増改築等をしている家屋が 35ページのBの表の1に該当することとなることを明らかにするもの	0	0
2	増改築等をしている家屋の増改築等に係る工事の状態が、増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物と認められる時以後の状態にあることを証するこの工事を請け負った建設業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの	0	0
3	増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく32ページのAの表の3から7までの書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 (注) 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく32ページのAの表の3から7までの書類(a又はb・cの区分に応じた書類)を提出してください。	0	0

Q&A 「非課税制度」、「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅資金特別控除」の対象となる 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等

問: 「非課税制度」、「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅資金特別控除」の対象となる住宅用の家屋の 新築若しくは取得又は増改築等に相違点はありますか。

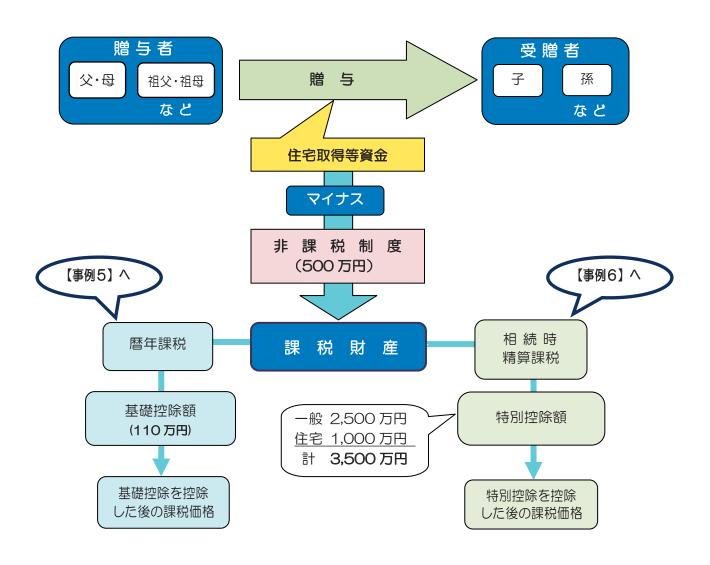
答: 対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に相違点はありません。 なお、住宅用の家屋の増改築等の場合には、贈与税の申告書に添付して提出する書類に違いがあり ますので、30ページ以降を参照してください。

ロ 制度の概要

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭(「住宅取得等資金」といいます。)の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、住宅取得等資金のうち500万円までの金額について贈与税が非課税となります(この制度を「非課税制度」といいます。)。

非課税制度適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除額(110万円)を適用することができ、また、相続時精算課税にあっては特別控除額(2,500万円)及び住宅資金特別控除額(1,000万円)(41ページ参照)を適用することができます。

なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母からの贈与に限られます。



Q&A 配偶者の父からの住宅取得等資金の贈与

問: 私は妻の父から住宅取得のための資金の贈与を受けました。この資金について「非課税制度」の 適用を受けられますか。

答: 配偶者の父母(又は祖父母)は、あなたの直系尊属には当たりませんので、「非課税制度」の適用 を受けることはできません。

ハ 適用要件

(イ) 受贈者等の要件

F3/10 D + 1 F3/11			
		要	
	1	贈与を受けた時に、住所が日本国内にあること。 (注)日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 ② 受贈者又は贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	
	2	贈与を受けた時に、贈与者の直系卑属であること。	
	3	贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること。	
	4	平成22年3月15日までに贈与を受けた住宅取得等のための金銭の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住すること又は平成22年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みであること。	
	5	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたものではないこと。	
	6	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が日本国内にあること。	

(ロ) 新築若しくは取得又は増改築等の要件

A 新築又は取得の場合の要件

	要
	新築又は取得した住宅用家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50
1	㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるもの
	であること。
	取得した住宅用家屋が次のいずれかに該当すること。
	① 建築後使用されたことのないもの
	② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)
	に建築されたもの
2	(注) 耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいい
2	ます。
	③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして、「耐震
	基準適合証明書」(家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)
	又は「住宅性能評価書」の写し(家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、耐震等級(構造躯
	体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)により証明されたもの

B 増改築等の場合の要件

		要
	1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積 (区分所有建物の場合はその専有部分の床面積) は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	2	増改築等の工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき「確認済証」の写し、「検査済証」の写し又は「増改築等工事証明書」により証明されたものであること。
;	3	増改築等の工事に要した費用の額が100万円以上のものであること。 (注)増改築等の工事の部分に居住の用以外の用に供される部分がある場合には増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に充てられなければなりません。

(注)1 「新築」若しくは「取得」又は「増改築等」には、その新築若しくは取得又は増改築等とともに取得する敷地の用に供される土地等の取得も含まれます。

この場合の「土地等」とは、例えば、土地の分譲業者から土地を取得し、その業者との間でその土地の上に住宅用家屋を新築する請負契約を締結した場合のその土地等、住宅用家屋の新築請負契約の締結を条件(停止条件又は解除条件)に取得した土地等、いわゆる建売住宅や分譲マンションなど、住宅用家屋と同時に取得した場合に限定されていますのでご注意ください。

2 「新築」には、平成22年3月15日において屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。また、「増改築等」には、平成22年3月15日において増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、平成 22 年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。

(ハ) 申告要件

「非課税制度」、「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅資金特別控除」は、贈与税の申告期間内(4ページ参照)に贈与税の申告書及び添付書類(30ページ以降参照)を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

《特例の適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

住宅取得等資金の「非課税制度」、相続時精算課税における住宅取得等資金に係る「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅資金特別控除」のいずれかの特例の適用を受けて平成21年分の贈与税の申告をした人が、次の1又は2の事由に該当した場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、平成23年2月28日までに、平成21年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、平成 21 年分の贈与税の申告で、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人が次の 1 又は 2 の事由に該当した場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

- 1 「平成22年3月15日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが居住していない人」又は「同日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了(その工事の状態が屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。)していない人」が、平成22年12月31日までにその住宅用家屋に居住していない場合
- 2 「平成22年3月15日までに増改築等をしたが居住していない人」又は「同日までに増改築等に係る工事が 完了(増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着 した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。)していない人」が、 平成22年12月31日までにその住宅用家屋に居住していない場合

《所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を適用する場合》

住宅取得等資金の「非課税制度」、相続時精算課税における住宅取得等資金に係る「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅取得資金特別控除」のいずれかの適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する住宅借入金等の年末残高については、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんのでご注意ください。

- 1 「住宅借入金等の額」と「その贈与を受けた住宅取得等のための金銭」との合計額
- 2 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価又は費用の額(その住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得の対価を含みます。)

Q&A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「非課税制度」の適用

問: 私は父と祖父から住宅取得のための資金として 500 万円ずつ贈与を受けました。贈与者ごとに「非課税制度」の適用を受けられますか。

答: 「非課税制度」は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に贈与により取得した住宅取得等資金について、受贈者1人について500万円が限度となります。

したがって、「非課税制度」の適用は、あなたが贈与を受けた 1,000 万円 (500 万円×2 人) のうち 500 万円が対象となります。

なお、「非課税制度」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、 受贈者の選択となります。

【事例 6】住宅取得等資金の非課税制度を適用し相続時精算課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋を新築するために、父から現金 4,000 万円の贈与を受けました。

家屋は平成21年中に完成し、居住を始めています。

この贈与を受けた現金について非課税制度を適用するとともに、相続時精算課税を選択し住宅資金特別控除を適用します。

	〒 98 x - ×××× (電話	税務署整理欄	(記入し	しない	でく	ださい	(۱۰)					第		
税	住 所 2 人士 本義 一 4 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	理番号					名簿							
被批		告書提出年月日					П	推		非	案	表		
付前		害等延長期限					H	HII		処	理 =	平成		
	压 名 仙台 一郎	国年月日	n				2	1-1	T	37	Œ =	21年分以		
	生年月日3 4 5 年 0 5 月 2 2 日職業 会社員 死	亡年月日	Ħ				B (5	周与 区分	• [修	ie =	分以	- CONT.	
- 50	─明治1、大正2、昭和3、平成4							-53		(.	単位は	円) 降		
	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との 続柄・生年月日 頭 在 場 所 等 図: 所 在 場 所 等 図:	の 明 細数 単 経資産税評価額 倍	価数	e	財財	産を		得しの	たる		預額	一往		
	住所	E SLEEDLAT WHIST IN	円				10	56,61		_	10.5	宅		
	70分			平成			年		F	1		日得		
	氏名	PI	倍				_					等資		
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日									1		金の	ĺ	
替	住所		円		_	_	_					非課		
	フリカナ 統 柄			平成			年		F	1		日税の	į.	暦年課税に
	氏名	[4]	倍	_			_	71				申告		与財産がない
軍	生年月日 明·大·昭·平 年 月 日 住所		lil.	<u></u>	Ц	Ш				_		빌		は記入する必
			: (13)				4		٦.			- 告書		りません。
	7月分	PI	倍	平成		Ш	年		F	3 _		日		
課				F			1		1			表の		
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 財産の価額の合計額(課税価格)		1		-		+		#	÷		- E		
锐	新ため、岡田野・シロ a 1 88 (株代表間 * 17 年) 配偶者 独除額 (□の中にレ印を記入します。 □ 初めて前手段の配偶者控除	増与について \		(税)	\$2,000)万円)		_ _		-	الــالـ	相		
兀	□ 初めて贈与状めむ (□の中にレ印を記入します。 □ 初めて贈与权の配偶者理解の (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) □		2							L		続時		
	基礎控除額		3					1	0) C	0	OI精質		
分	②及び③の控除後の課税価格(①-②-③) [1,000円未満切捨て]		4							C	0	O 課 税		
	④に対する税額(申告書第一表(控用)の裏面の「贈与权の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分 (の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与収額の計算明	けに住宅取得資金等) 細書」の (10 の金額)	(5)				1			L		σ	ĵ.	
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたとき	きに記入します。)	6									単告は		
	差引税額 (⑤-⑥)		7											申告書第二表
Г	相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨爾の記入の必要はありません。 第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成し	。なお、「相続時精算 してください。	課税分」	の中告を			1					自書		(39 ページ参
V	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相談時精算課税の計算明細書)」の⑰の金額の合計額)		8			3	5	0	0 0		0	0		ら転記します。
ш	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時着算課税の計算明細書)」の②の金額の合計額)		9		-					L		0 8		
	課税価格の合計額(①+⑧)		10			2	51	0	010) (0			申告書第二表
Ш	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) [100円未満切捨て]		11)		H		7		#		0	= 1-		(39 ページ参り こ ===コ , 士士
合	農地等納税猶予税額(「農地等の贈与税の前税第予税額の計算書」の⑨の企額)		12				+			÷	0	11		ら転記します。
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税請予税額の計算者 (際年税)」の3の ④ の金額又は 「株式等納税猶予税額 (「株式等納税請予税額の計算者 (際年税)」の3の ④ の金額又は 「株式等納税請予税額の計算者 (際年税) (別表) の2の ② の金額		13		-					÷	0			
H	#エ、守事がた1個 アのた動(「株式等前段階子段額の計算書 (贈与税) (別表)」	(14)		H		+			t	0	-			
	差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額		(15)	-	-		+			÷	0			
	この申告書が修正 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) 申告期限までに納付すべき税額の増加額	107	(16)		-		+			+	0		į	
	(風) - 第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の(風)	6	(0)				_			-		\cup		

	平成21年分贈与税	の申告	書(住宅取得	等資金の	非課稅	の計算明	細書)			
	務署受付即			受贈者の	氏名	仙台	一 改		第	
	私は、次の贈与者からの贈与により取得した信 非課税の適用を受けます。	主宅取得等資	金について租税特別措	置法第70条の	2第1項6)規定による(主宅取得等資金	きの 円)	ー 表 の 二	注記
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄	j· 生年月日	取得した財産の所	r在場所等		得等資金を 主宅取得等資	取得した年月 【金の金額			注意してください。
	^{住所} 仙台市 宮城野区 ○○町 ×× 番地		仙台市官城野		平成 2		9月16	日	(平成27年分用)	してください
主	フリガナ センタイ タ ロウ	続柄	OO町x	×番地		400	0000	0	用	■い箇所
包	仙台 太郎	父			平成	年	月	B	第一	ですの
t	生年月日 明・大・・・・・・ 13年 12月 72	- El							表の	で
又	住宅取得等資金の合計額			33		400	0000	0	一表の二は、	
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄	j· 生年月日	取得した財産の所	在場所等		得等資金を 注宅取得等資	取得した年月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
导	住 所				平成	年 [月	日	必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。	
等	フリガナ	続柄	2						類と	
至	氏 名				平成	年 [月	B	ともに	
1000	生年月日 明・大・昭 年 月	E	-						告書	
金	住宅取得等資金の合計額			34)					第一事	
	贈与者別の非課税の適用を受ける金	額 (37と38	の合計額が500万円	を超えないよ	とうに 動き	38を記入し	ます。)		2	
カ									緒に提	
非									出して	
	③のうち非課税の適用を受ける金額			37)		50	0000	0	くだ	
課	図 のうち非課税の適用を受ける金額			38					さい。)	
稻	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計	額 (37)+38	(最高500万円)	39		50	0000	0		

⑩又は⑪に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との
統柄・生年月日」欄の記載は、⑩又は⑪の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名 (フリガナ)」のみとして差し支えありません。

住宅取得等資金のうち贈与税の課税価格に算入される金額の計算

40

41)

42

分

③のうち課税価格に算入される金額(③3-⑤)

③のうち課税価格に算入される金額(③-⑧)

翌年に繰り越される非課税額 (500万円 - 29)

(۞に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)

(別に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認 ※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平21.10)

35000000

0

申告書第二表の財

産の価額(39ページ

参照) に転記します。

○ 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二(「非課税制度」の 適用を受ける人のみ)及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」(65ページ参照)の提出 が必要となります。

申告書第二表は、特定贈与者ごとに作成します。

															青算課税 」又は
		平成21年分	贈与税の「	申告書(株	目続時精算	「課税の	計算	明細	書)						注特別控 D適用を
		務.	星 叉付		-	受贈者の	氏名	11	台	一良	7	第			こは、該
	次の	D特例の適用を受ける場合は、□のロ	- 44	ください。		ST 100 A 15 25						一二			の口に!
		私は、租税特別措置法第70条の3 私は、租税特別措置法第70条の3									(単位は円)	6000A	印を記	記入し	よ す。
		寺定贈与者の住所・氏名 (フリガナ)	左の特定	贈与者から取行	界した財産の	り明細		財産	を取得	した年	1.	一一一成			
		申告者との続柄・生年月日	種 類 細	場 所 等	数 量 固定資産税評価額	単 価 数		財	産 0) 価	額	1年			注記意入
	住 萨	所	現企·預 贮全等	現金 (住皇取得等	(全)	łı	平成	2 1	年〇	9月	16日	(平成1年分以降量)		\dashv	注意して
相 -				一表の二のばり	円	fill.		3	50	00	000	0			してくださいもれが多い筒
	フリガ					(F)	平成		年	月	В	金			たさい
	氏名	仙台太郎			Р	fB						第二表は、			。影
続	続	柄 生 年 月 日	1.0			P	平成		年	月	ППВ				ですの
		↑明治 1. 大正 2. 昭和	3		п	倍						必要な添せ			ので
	課	財産の価額の合計額 (課税価格)				17		3	50	00	000				
時	課税価格の	⑰のうち 住宅取得等資金の額				18		3	50	00	000	一類と		生生	第一表の二
	の計算	®のうち 住宅取得等資金以外の	額 (①-⑧)			19					0	書類とともに申告			ージ参照
精	佳	過去の年分の申告において控除し	た住宅資金特別控	除額の合計額(最	高1,000万円)	20					0	申告	から	転記し	ノます 。
165	資金特別	住宅資金特別控除額の残額(1,00	00万円-@)			21)		1	00	00	000	書第			
	住宅資金特別控除額の計算	住宅資金特別控除額(⑱の金額と	: ②の金額のいずれ	か低い金額)		22		1	00	00	000	表と	#	告書第	三表の®
算	計算											緒			が参照)に
	特	②の控除後の課税価格 (⑪-②)				24		2	50	00	000	に提出	転記	します	0
	別控	過去の年分の申告において控除し	た特別控除額の合	計額(最高2,500)	万円)	25		B			0	してください			
нт	除額	特別控除額の残額(2,500万円ー	3)			26		2	50	00	000	ださ			
	の計	特別控除額(図の金額と図の金額	(のいずれか低い金	額)		27		2	50	00	000	い。			
税	算	翌年以降に繰り越される特別控制	€額(2,500万円−億	\$- 2)		28					0				
	税	②の控除後の課税価格 (②一②)	【1,000円未満切扣	舎て】		29					000				
	400	@に対する税額(@×20%)				30					00				
23	計	外国税額の控除額(外国にある財産の	D贈与を受けた場合で、タ	外国の贈与税を課せられ	れたときに記入し	ŧţ.) 31						Ы	申行	告書第·	-表の⑨
	算	差引税額 (⑩一⑪)				32					0] }	(37	ページ	参照)に
	上記	申告した税務署名 適用し	た年分 受贈者(年分	の住所及び氏名(「	相続時精算課税選	沢届出書」に	己載した化	主所・氏名	と異なる場	合にのみ	記入します。)		転記	します。	>
	金額	を適用した 署 平成	年分												
	申告(の状況署平成	年分												
	1.	(注) 上記の欄に記入しきれないとき	は、適宜の用紙に記載	し提出してください	4							1			
* 3	脱務署	署整理欄 整理番号	2	御	届届	出番号		-			確認	1			
	には	記入しないでください。					(資5-	-10-2	-1-/	4 統一	·) (平21, 10)	_			

21 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9 私は、下記の特定贈与者から平成 第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は居所	仙台市 宮城野亞 00町 xx番地
フリガナ	セン タイ ろ ロウ
氏 名	仏台 太郎
生年月日	明·大·昭 73年 72月 12日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由						
推定相続人となった年月日	平成	年	月	日	•	

3 添付書類

次の(1)~(4)のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✔印を記入してください。)

- (1) 🗹 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) ☑ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を 証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありませ
- (3) ☑ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) ☑ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又 は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差 し支えありません。)
 - (注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算 課税の特例))の適用を受ける場合には「平成 15 年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」とな
 - 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に達した時以 後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特 定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。
- (注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで 相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に 加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)。

作成税理士		_		(F)	電	話番号					
	兑務署整理欄 	届出	 		名	簿			確認		

※印欄には記入しないでください。 (資5-42-A4統一) (平21.10)

「21」と記入して ください。

0

相

統時

精算課税選択届

は

必要な添付書類とともに申告書第

表及び品二表と

緒

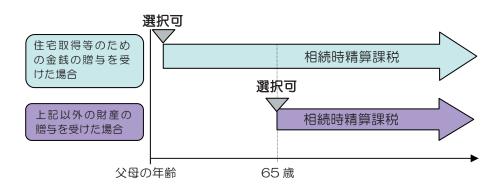
に提出してください

平成 21 年中に特 定贈与者の推定相 続人となった場合 以外は記入する必 要はありません。

イ 概要

(イ) 相続時精算課税選択の特例

平成21年中に、原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合で、次ページの受贈者等の要件と35ページの(ロ)及び36ページの(ハ)に掲げる要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

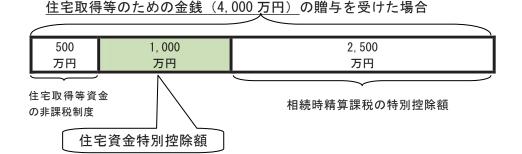


(口) 住宅資金特別控除

平成 21 年中に、原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合で、次ページの受贈者等の要件と 35 ページの(ロ)及び 36 ページの(ハ)に掲げる要件を満たすときには、その贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額(限度額:2,500万円、3ページのハ参照)のほかに**住宅資金特別控除額(限度額:1,000万円)**を控除することができます。

住宅資金特別控除額とは、次の1又は2に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。 1 1,000万円(前年までに住宅資金特別控除額を使用した場合には、1,000万円から既に 使用した額を控除した金額)

- 2 贈与を受けた住宅取得等資金の金額(「非課税制度」の適用を受ける場合には適用を受けた額を控除した金額)
- (注) 贈与を受けた住宅取得等資金の贈与者からの贈与について、相続時精算課税を適用する(既に適用している人を含みます。)場合又は上記(イ)の「相続時精算課税選択の特例」を適用する(既に適用している人を含みます。)場合については、「住宅資金特別控除」と「相続時精算課税の特別控除」を併せて適用することができます。



ロ 各特例の適用要件

「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅資金特別控除」の適用を受けるためには、次ページの受贈者等の要件と 35 ページの (ロ) 及び 36 ページの (ハ) に掲げる要件を満たさなければなりません。

なお、「相続時精算課税選択の特例」又は「住宅資金特別控除」は、**贈与税の申告期間内**(4 ページ参照)**に贈与税の申告書及び添付書類**(30 ページ以降参照)**などを提出した場合に限り**、特例の適用を受けることができます。

(注) 平成17年分の贈与税の申告において「住宅取得資金等の贈与の特例(暦年課税)」(20ページ参照)の適用を受けている場合には、平成21年分の贈与税の申告において、その特例に係る贈与者か

ら贈与を受けた財産について相続時精算課税(各特例を含みます。)の適用を受けることはできません。

〇 受贈者等の要件

	要 件
1	贈与を受けた時に、住所が日本国内にあること。 (注)日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 ② 受贈者又は贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有したことがあること。
2	贈与を受けた時に、贈与者の直系卑属である推定相続人であること。
3	贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること。
4	平成22年3月15日までに贈与を受けた住宅取得等のための金銭の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しく は取得又は増改築等をし、その家屋に居住すること又は平成22年12月31日までに遅滞なくその家屋に居 住する見込みであること。
5	自己の配偶者、親族など一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたものではないこと。
6	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が日本国内にあること。

Q&A 「相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問: 私は、平成20年中に父(満63歳)から住宅取得のための資金として1,500万円の贈与を受け、 平成20年分の贈与税の申告では「相続時精算課税の特例」と「住宅資金特別控除」の適用を受けて います。

平成 21 年中に父から、自動車の購入資金として 300 万円の贈与を受けました。 私の平成 21 年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答: 「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年分以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が65歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、すべて相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用し申告することになります。

(4) 贈与税の納税猶予の特例を適用する場合の申告書の記載例

【事例7】農地等についての納税猶予の特例(暦年課税)を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田及び畑、加えて現金 300 万円の贈与を 受けました。

私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定です。

	〒 38! -XXXX (電話 XXX - XXX - XXXX) 税粉	務署整理欄	(記入	しないでください。)	1
務。根	^{健 所} 長野市○○町×× 番地			名簿	
	申告書提	出年月日		財産事案	
付前	5 7 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5長期限		細目	
	田中 三郎	F月日		2−k Na€ ■	
	生年月日333年05月03日職業 農 業 死亡年	F月日		関与 修正	
	世明治1、大正2、昭和3、平成4 助兵者の代策・氏名(フリガナ) 取得した財産の	明細		(単位は円)	
	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続 柄・生年月日 種 類 細 目 剛服分・盤勝 数 所 在 場 所 等 閲定資紙	量単	価 数	財産を取得した年月日 財産の価額	-
	長野市00町××番地		P		
	川州 タナカ タロウ 線網 土地 田 自用地			平成21年08月25日	1
	田中 太良 父 (福置法第70条の外第1項 庫用分)[1]	18		1
	生年月日 明·大・酚・平 5 年 6月28日 別 添 計算 書のとおり 住所		P	9181250	4
替	// + + by \/ \mathred			平成21年08月25日	
	77/JH	H	18		1
	生年月日 明·大·昭·平 4 年 月 日)		6019200	1
Ŧ	供 現金預		p		ı,
	77			平成21年08月25日	
課	氏名 // //	PI	fê.		
rie.	生年月日 明·大·昭·平 ヶ年 月 日 長野市〇〇町XX番地			300000	
	財産の価額の合計額(課税価格)		1		
兑	配偶者控除額(□の中にレ印を記入します。・・・・・・□ 私は、今回の贈与者からの贈与に 初めて贈与役の配偶者登除の適用	ついて を受けます。)	2	(最高2,000万円)	- 1
	(贈与を受けた原住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に完てた部分の金額の合計額) 基礎控除額		3	11100000	
/\	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】		4	1710000	
分	④に対する税額 (中告書第一表(控用)の項面の「贈与税の進算表」を使って計算します。なお、平成17年分に住す の贈与の特例を受けている場合には、「住宅収得資金等の贈与の特例に係る贈与収扱の計算期間書」。		(5)	630000	-1
	外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記	100 DELETE	6		1
	差引税額 (⑤一⑥)		7	6300000	
r	相続時精算課税分 (所呼課税分)のみ申告される方は、⑧及び⑨卿の記入の必要はありません。なお 第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相談時報課税の計算明細労)・を作成してく	、「相続時精)			4
V	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表 (平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の節の金額の合計節)	and the first	8		7
Ш	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表 平成 年分贈与税の申告書(相談時精算課税の計算明細書)」の②の金額の合計額)		9		
	NUMBERS SERVICES BUT OF		100		_
Ш	課税価格の合計額(①+⑧)		10		ŀ
_	差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨))【100円未満切捨て】		11	6300000	l
a a	機地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤の金額)		(12)		
H	株式等納税猶予税額 (『株式等納税猶予税額の計算書 (贈手段)」の3の ④ の金額又は 「株式等納税猶予税額 (『株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の ② の金額) 申告期限までに納付すべき税額 (⑪ー⑫ー⑬)		(14)		-
	差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額		(15)		+
	の 申 告 書 が 修 正 (⑪ - 第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) 告 書 で あ る 場 合 申告期限までに納付すべき税額の増加額		-		1
50	(狼-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の後) 		(16)		П

注意してください。記入もれが多い箇所ですので

贈与税の納税猶予の 特例の適用を受ける農 地等については、「農地 等の贈与税の納税猶予 税額の計算書」の「納 税猶予の適用を受ける 農地等の明細」欄にの 所在場所等」欄には 「(措置法第70条の4 第1項適用分別添計し 書のとおり)」と記入し ます。

農地等の所在場所を土地 登記簿上の表示にしたがっ て、地番まで記入します。

提出用

農地等の贈与私の納税猶予税額の計算書

田中 生年月日明大日 5年6月28

①に対する税額

3/6- 大学 - の 保 - の 保 - の 保 - の 保 - の 保 - の 保 - の 保 - の 保 - の に - の 表 - の に - の 表 - の に - の 表 - の に - の 表 - の に - の 表 - の に - の 表 - の に - の 表 - の は - の と の を - の を - の を - の と - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の ま - の と - の と - の ま - の

(5)

190,000

田中 受贈者の氏名

税籍子税額

((i)-(s))

(9)

(資5-11-1-A 4級~) (平18, 10)

6,110,000

私(受贖者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます

納税猶予の適用を受ける農地等の明細 地等の明 成 田 - 畑 地上権、永小作権、 採草放牧地 排票数かので 排票数のので 対策機能(耕作権) 積 n) 存 場 額 固定資産税 進農地の別 の場合のその別 檜 松 1,012 田 長野市00町 121番 126,500 佶 1,644,500 13 計算時に過ぎされない場合には、 1012 11 122 番 126,500 13 1,644,500 10/2 用 123 觜 1, 4 1,644,500 126,500 13 744 124番 " 93,000 13 1,209,000 858 ij ti 125番 1,394,250 この計算者を追加して記 107,250 13 1012 1, 126番 11 126,500 13 1,644,500 (5,650) (9.181.250) (計) 1058 火田 長野市00町 731番 1,326,732 69,828 19 1,058 q 732番 19 1,326,732 69,828 1,042 ι_t 1/ 733番 19 1,306,668 68,772 1,642 4 734希 1, 2059068 19 108,372 (4.800) (6019,200) (計) 10,450 合 計 15,200,450 Π 納税猶予税額の計算 差引税額の合計額 111 転記します。 農斯等性从の財産に分する際に母類の母類 6,300,000 (中古香第一表の頃の金額) 農地等以外の 財産の価額 の①の金額 - 上欄の③) ① 相談時精算課税の差別税額の合計額 3,000,000 (2)(申告書第一表の⑨の金額) 配偶者控除額(申告書第一表の②の金額) 基礎 控除額 (3) 1,100,000 農地等以外の財産に 対する贈与税額(③)十つ) (100円未満の複数は毎時でます。 また、この金額が100円未満の ときは、その金額を切り格でます。) 転記します。 農地等以外の課税価格(①)-(②)-(③) 8 190,000 (1) 1,900,000 (1,000円未満の選及は切り捨てます。また、この全額が 1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。

「面積」欄には、 田、畑、採草放牧地 及び準農地の各筆 ごとの面積を記入 します。

なお、田、畑、採 草放牧地及び準農 地ごとにそれぞれ 「計」を付すととも に、「合計」欄には、 それらの合計面積 を記入します。

「固定資産税評価 額」欄には、固定資 産税評価額を基と して評価すること になっている農地 等について、固定資 産税評価額を記入 します。

年

分

IJ

降

「単価」欄には、 固定資産税評価額 を基として評価す ることになってい ない農地等につい て、その1平方メー トル当たりの価額 を記入します。

「倍数」欄には、 固定資産税評価額 を基として評価す ることになってい る農地等について、 その固定資産税評 価額に掛ける一定 の倍率を記入しま す。

田、畑、採草放牧 地及び準農地の各 筆ごとの価額を記 入します。

なお、田、畑、 採草放牧地及び準 農地ごとにそれぞ れ「計」を付すと ともに、Aの「合 計」欄にそれらの 合計額を記入しま す。

平成21年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所 長野市 O O 町 x x 番地 氏名 田 中 三郎

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✔印を記入してください。

- ☑ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置 法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- □ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置 法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地 は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✔印を記入してください。

□ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条 の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積	以上と	となります。
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放 牧地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の 合計を記入します。)	(5)	m²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	4	m³
①の面積と②の面積の合計(①+②)	3	m³
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のう ち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	2	m³
贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	1	m³

5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

しむのしわり 日の天体は 伊の天体	NI L	1. 4-11-4-4-
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	(5)	m³
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	4	m³
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	3	m³
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち 相続時精算課税の適用を受けるものの面積	2	m³
贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に 規定する準農地の面積	1	m²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実に相違ありません。

平成22年2月8日

農地等の贈与者

住所 長野市00町××番地

_ 氏名__田中 太郎



(資5-45-A4統一) (平21 10)

平成21年分以降用

平成20年12月31日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて口にず印を記入します。

今回の贈与以前に「採草 放牧地」を所有したことが ない場合には記入する必 要はありません。

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

イ 添付書類

この特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

	添付書類
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を 記載した書類(「 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」 (44 ページ参照)に必要な事項を記載してく ださい。)
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の農業委員会の証明書
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類 (例えば、 戸籍の抄本 など)
4	農地等のうちに平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。)の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が都市営農農地等である旨又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の市長(区長)の証明書
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の 市町村長の証明書
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類
7	贈与の事実を証する書類(例えば、贈与契約書など)
8	贈与者が租税特別措置法施行令第40条の6第1項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの(「平成 年分 農地等の贈与に関する確認書」(45ページ参照)など) ① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。 ② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。 ③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積 A 贈与者が今回贈与をした採草放牧地 B 贈与者が今回贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地 C 今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地 C 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの D 贈与者が今回贈与をした準農地 E 贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地 F 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの 4 Aの面積が、Bの面積及びCの面積の合計の3分の2以上となること。 ⑤ Dの面積が、Eの面積及びFの面積の合計の3分の2以上となること。

口 概要

農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等((注) 1 参照)の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下にその農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。)。

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等(「特例農地等」といいます。)は、贈与者の死亡の際、 受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、 その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の日前に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その 農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなけれ ばなりません(48ページの二参照)。

この特例の概要は上記のとおりですが、くわしくは、税務署におたずねください。

(注) 1 農地等とは、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)(「農地法等改正法」といいます。) の施行目前後においてそれぞれ次のとおりとなります。

農地法等改正法施行日前・・・ 農地等とは、農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地 法等改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4 号ハに掲げる要件に該当する農地のうち一定の事実が生じたものを 除きます。)及び採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除 きます。) 並びに準農地をいいます。

農地法等改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法第5条第2 項第4号ハに掲げる要件とは、「農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれること」をいいます。

農地法等改正法施行日以後・・ 農地等とは、農地 (特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法 等改正法による改正後の農地法第32条の規定による通知(同条ただし書 の規定による公告を含みます。)に係るものを除きます。)及び採草放牧 地(特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。)並びに準農地を

いいます。

- 2 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草 放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。) の区域内に所在するもの(都市営農農地等に該当するものを除きます。)をいいます。
- 3 都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。)の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定により買取りの申出がされたものを除きます。
- 4 準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

ハ 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

(イ)贈与者の要件

贈与の日まで3年以上引き続いて農業経営を行っていた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

贈与をした日の属する年(「対象年」といいます。)の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき

(注) 過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者のすべての推定相続人がこの特例を受けられないことになります。

2 対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合

(ロ) 受贈者の要件

1

贈与者の推定相続人のうちの1人で、その贈与を受けた日において年齢が18歳以上であり、同日まで3年以上引き続いて農業に従事しており、かつ、贈与後速やかに農業経営を行う個人であることについて農業委員会が証明した個人であること。

(注) 贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(ハ) 特例の対象となる農地等の贈与

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けた ものがある場合には、贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、く わしくは税務署におたずねください。

(二) 申告の手続

この特例の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書に、この特例の適用を受ける旨を記載のうえ、46 ページのイに掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告期間内(4 ページ参照)に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、6ページのハを参照してください。

(ホ)納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書(「継続届出書」といいます。)を提出しなければなりません。

(注) 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

二 農地等納税猶予税額の納付

(イ) 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

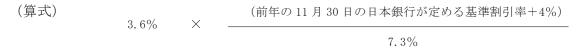
納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その 贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

'n.	3 100	領の主印入は - 印を利用 しなりがなな グ よ とん。
		農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合
	1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 (注)譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若し くは賃借権の設定(農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きま す。)又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄(農地について、農地法等改正法による改正 後の農地法第32条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含みます。)があったこ とをいいます。)の場合も含まれます。
	2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
	3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
	4	継続届出書の提出がなかった場合
	5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求めれた場合で、その求めに応じなかった場合
-	6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等に より特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
	7	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後 10 年を経過する日までに、農業の用 に供されていない準農地がある場合

(口) 利子税

上記(イ)により納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間(日数)に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率に 4%を加算した割合が 7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合 (0.1%未満の端数切捨て)になります。



- (例) 日本銀行が定める基準割引率が 0.3%である場合……年 2.1%
- (注)日本銀行が定める基準割引率が変動すると利子税の割合も変動します。くわしくは税務署(管理運営担当)におたずねください。

(ハ) 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の軽減の特例

特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が2分の1に軽減されます。

なお、利子税の軽減の特例を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

【事例8】非上場株式等についての納税猶予の特例(暦年課税)を適用する場合

私は、父から、非上場株式である甲株式会社の株式 50,000 株と現金 500 万円の贈与を受けました。なお、私は、父からの贈与について相続時精算課税の適用を受けていません。

<u>第7杯 </u>	
住所 一 八十 一 八十 一	
高松市OOXXJ目X者X号 整理器号 料度制提出年月日	表注記
fil リカナ ヤマ ロ イチロウ	脚原 一 東京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京
氏名 山田 一良 出国年月日	細目 <u>処理 </u>
生年月日31414年02月02日職業会社级員 死亡年月日	21 マート
□ 明治1、大正2、昭和3、平成4	21 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
地 (水) A C (水) A C (ル) A C	得した年日日 一 所
申告者との級領・生年月日 所在場所等 脚環電視軸値 倍数 財産	の価額(住主のの
高水红100×100×100 月間前分 4 大大 1744 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	11月16日 で
7/11/1 4/2 // // // // // // // // // // // // /	等資
	00000
HA 1 日人	######################################
	11月16日 競の
氏名 // // 大川大 (72.4-)	曲
The state of the s	000000
住所	# #
7/J/J 校柄 平成 年 氏名 円 倍	月 日第
課	**************************************
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	000000
財産の価額の合計額(課税価格)	
記偶者控除額(右の球系に該当する場合には、・・・・・・・ロ私は、今回の贈与者からの贈与について (最高2,000万円)	根続
基礎控除額	10000
	90000
④に対する税額(申告書第一表(控用)の返面の「贈与税の連算表」を使って計算します。なお、平成17年分に住宅取得資金等 (の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の非算明確力 の 値の金額) 5	700000 申告は 700000
外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥	
差引税額 (⑤-⑥)	700000
相続時精算課税分 (「勝年課稅分」のみ申告される方は、⑧及び⑨陶の記入の必要はありません。なお、「相総時精算課稅分」の中告をされる方は、) 第二表「平成 年分階与稅の申告書 (相総時精算課稅の計算明總書)」を作成してください。	告書
▼ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表 平成 年分贈与税の申告書 (相談時精算課税の計算明細書)」の①の金額の合計額)	第 二
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分數与段の申告書 (相談時前算課段の計算明細書)」の②の金額の合計額)	表 表 と、
課稅価格の合計額(①+⑧)	00000
差引税額の合計額(納付すべき税額(②+③))[100円未満切捨て] 1 3 上	700000 提
会 農地等納稅猶予稅額 (「農地等の贈与稅の納稅猶予稅額の計算書」の⑤の金額) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7	00 T
株式等納税猶予税額(「株式等納稅額の計算費 (間年税)」の3の④の金額又は「株式等納稅猶予税額(「株式等納稅額予稅額の計算費 (間与税)」の2の②の金額)	2000000 < 転記します。 500000
申告期限までに納付すべき税額 (⑪ー⑫ー⑬) (私) (・) (本) (・) (本) (本) (・) (本) (・) (本) (・) (本) (・) (・	
この申告書が修正 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)	
甲告書である場合 甲告期限までに納付すべき税額の増加額 (優)・第三表「平成 年分贈与根の修正申告書 (別表)」の優) (⑥) 年成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号	
□ 税理士法第30条の書面提出有	通信日付印
□ 税理士法第33条の2の書面提	出有 確認者 ® -1-A4統一) (平21,10)

株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)

経営	承継受贈者の氏名		中田一	一郎		斯 · · (章	デ 者 の §面「1」{		J	山田	一夫	
私は、次の会場株式等の明線	社の株式(出資)の 間」の⑦欄の株式等の)うち、)数等に [*]	「2 特例対象贈与の判定」 ついて非上場株式等につい	及び納税猶予の ての贈与税の編	特例のi 内税猶予	適用を受ける の特例(和	る株式等の 税特別措置	数等の限度数(N 置法第70条の7分	k度額) 第1項)	の計算並での適用を多	バに特例受販 乏けます。	曽非上
1 特例受贈非	 上場株式等に係る会											
① 会社名			甲株式	会社	6	贈与の時間	こおける従	業員数			20	人
② 会社の整理	世番号(会社の所轄税	(務署名)	×xxxxxxx	(高松平	7	贈与の時間	こおける経	営承継受贈者の役	投職名	代	表取締役	役
③ 事業種日			金属加工机	学械 製造	₭ ®	経営承継	受贈者が役	員等に就任した年	F月日	平成 15	5年 十 月	1
④ 贈与の時に	おける資本金の額		25,00	0,000	9	経済産業	大臣の	認定年	Л Ц	平成 2	年12月1	15 🛚
	おける資本準備金の			5,000	L3 .	認定の状況		認定		/	(XXX	
(在) 1 (7欄に 2 (9欄は ぞれ記人	1、中小企業における経営	例えば、すの承継の	「代表取締役」と記入します。)円滑化に関する法律施行規則:	なお、代表権に1 第6条第1項第7	関限のあ 号に掲げ	る代表者につる る事由に該当	いては、この iするものと	の特例の適用を受ける して経済産業大臣の	ることは 認定を受	できません。	及び認定番号	をそれ
2 特例対象階	曾与の判定及び納税猶	手の特	例の適用を受ける株式等の	数等の限度数	(限度額	[) の計算並	びに特例を	受贈非上場株式等	の明細			
受贈年月日	① 贈与の時におり 行済株式等の総数		② 発行済株式等の総数 等の3分の2に相当する数等(a) (①×2/3) (1株・ロ・円未満の端数切上け	す 保有して 等 (b)		の直前に式等の数	_	承継受贈者が贈り 保有していた株式 (c)		蘭与に 式等の数	より取得し 等 (d)	った株
21.11.16	60,000€)- 11 - td	40,000 @ 11-1		000	(ф) и н	10	0,000 🕸 🖪	1 - 円	50,	000®	п-н
(限度額) (イ) a>b+c	曽与の判定及び特例の の場合 ⇒ b >dの場合は、特例適用		なる株式等の数等の限度数	て、⑤欄	の数等	限度とし 5ち、特例 株式等の	⑧ 1株 価額	(ロ・円)当たり	n 0 (例 価 額	⑦×®)	
i .	の場合 ⇒ (a-c)											
※ (a	−c)>d の場合及び(a	-	宗字の場合は、特例適用不可 ()、() (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (30	ስስስ	∰ - π - ŋ		1.400	P1 /	112 0	00,000) FI
3 ⑧欄の 4 この計 式等納移 の1の①)金額は、贈与の時におれ 算書の株式等以外に他の	ける価額を の会社の相	(付に該当する場合には b の全部を記入します。 株式等の贈与を受け、この特例 表)」を使用し、この計算書のA	の適用を受ける場	合には、	次の「3	朱式等納税猶	i 予税額の計算」欄へ	への記入	は不要です。	その場合には	は、「侏
① 上記2の⑨欄「A」の価額 ② 基礎控除額					3	(①-②) (1, 0	の金額 000 円未満も	刀捨て)	4		税額 税猶予税額) 端知終で))
<i>42,000,000</i> в				1, 100, 000	ग		40	, 900 . 000 H				00円
(注) ①欄の金額	は、申告書第一表(控用	用)の裏面	面の「贈与税の速算表」を使っ	て計算します。ま	た、計算	により算出さ	された納税猶	予税額を「申告書	5一表」(の③欄に転記	します。	
この明細書 ある者(裏面 た書類を添付	4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、和税特別措置法施行規則第23条の9第22項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承貨受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係が ある者(集面の2(1参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細者によらず会社が別途作成しその内容を証明し た書類を添付しても差し支えありません。											
取得年月日	種類	細日	利用区分	所在場;	竹等	数	童	(1) 価 7	額出	当資者・贈り	j者の氏名・	・名称
				_								
② 現物出資又	は贈与により取得し	た資産の	の価額の合計額(①の合計	額)								
③ 会社のすべ	ここの資産の価額の合	計額(②	②の金額を含みます。)									
④ 現物出資等資産の保有割合(②/③)※												
上記の明細の内	上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日											
	会 社 名											
(注) この明細	書の記載に当たっては基	越面の「2	と」をご覧ください。			代表者	氏名	···········				_ti
※ 税務署整理			-		入力		確認	Ţ				
	1	f				İ.	1	1	1		1	

○ 非上場株式等についての納税猶予の特例(暦年課税)の適用を受ける場合には、「平成 21 年分 非上場株式等 についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート」(52 ページ参照)で適用要件及び添付書類 をご確認ください。

なお、このチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)の書きかた等

1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の 7第1項)の適用を受ける場合に記入します。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」により納税猶予税額を計算してください。

- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※ 贈与者が贈与の時において会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
 - (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産(以下「現物出資等資産」 といいます。)の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。

- (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社のすべての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

0

平成 21 年分 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート

- 1 このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出くださるようお願いいたします。

特例の適用に係る会社の名称:

項目		確認内容(適用要件)	確認	結果	確認の基となる資料		
	贈与前の いずれかの日	○ 会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じ。)を有していたことがありますか。	はい	いいえ	0	登記事項証明書、定款の写しなど	
贈与者	贈与の直前 (注1)	1 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議 決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)② 贈与者の保有する議決権数が贈与者及び贈与者と特別の 関係がある者(後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数 を保有していますか。(注2)・(注3)	はいはい	いいえいいえ		株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄 又は抄本など 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄 、又は抄本など	
	贈与の時	○ 会社の役員ですか。	いいえ	はい	0	登記事項証明書、定款の写しなど	
後継者(受贈者)	贈与の時	 1 贈与者の親族ですか。 2 20歳以上ですか。 3 会社の代表権を有していますか。 4 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2・(注3) 5 後継者の保有する議決権数が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2・(注3) 6 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか。 	はいいはいはいはい	いいえいいえいいえいいえいいえいいえいいえいいえいいえ	0 0 4	戸籍謄本又は抄本 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書、定款の写しなど 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄 又は抄本など 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄 又は抄本など 認定書の写し	
	贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	0	登記事項証明書、定款の写しなど	
	贈与の時から 申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等のすべてを保有していますか。(注4)	はい	いいえ	0	株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など	
公元 元	贈与の時	経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。 中小企業者ですか。 非上場会社ですか。 風俗営業会社には該当していませんか。 特別子会社等が風俗営業会社には該当していませんか。また、特別子会社等は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注5)	はいいはいはいはい	いいえいいえいいえいいえいいえいいえいいえいいえ		認定書の写し	
社	AB VIZON	 高 常時使用従業員は1名以上ですか。 ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注6) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注7) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者の方のみが保有していますか。 	はい はい はい はい	いいえいいえいいえいいえいいえ		従業員数証明書 貸借対照表・損益計算書など 損益計算書など 株主名簿の写し、定款の写し、登記事 頁証明書など	
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	0	株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など	

- 注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権 を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 5 特別子会社等とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 6 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 7 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限ります。)	
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社のすべての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	
	贈与の時における会社の 定款の写し (会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の 認定書の写し及び 同条第2項の 申請書の写し	
6	贈与の時における会社の 従業員数証明書 (円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	
	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の 貸借対照表及び損益計算書	

贈与者氏名			
受贈者(特例適用者)	関与	所在地	
住 所	税理	地氏	電
氏 名	土	名	話

イ 添付書類

この特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に、「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」及び次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

٠,	<i>y</i> • ·	次で1907 0 日 次 E 1867 1 O C 12 E 1 O C 17 V 10 C C 2 C 7 V 0
		添付書類
	1	贈与の時における 会社の定款の写し (注) 定款が変更されたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。
	2	贈与の時における 会社の従業員数証明書 (注)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(「円滑化省令」といいます。)第1 条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。
	3	贈与の直前及び贈与の時(贈与直後)における会社の株主名簿の写しその他の書類で、会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が保有する会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(会社が証明したものに限ります。)
	4	会社の贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書 (注)会社が租税特別措置法第70条の7第2項第8号又は第9号に規定する会社に該当する場合 には、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度 までの各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
	5	贈与の日の属する年の翌年1月1日以後に作成された会社の 登記事項証明書
	6	経営承継受贈者の戸籍の謄本又は抄本 その他の書類で、経営承継受贈者が贈与の日において贈与者の 親族に該当する旨を明らかにする書類
	7	円滑化省令第7条第4項の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し
	8	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類

口 概要

会社の後継者である受贈者(「経営承継受贈者」といいます。)が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式又は出資(「非上場株式等」といいます。)を親族(贈与者)から、その親族(贈与者)が保有する非上場株式等の全部又は一定以上を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その非上場株式等(一定の部分に限られます。)の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その非上場株式等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」といいます。)。

この納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等(「特例受贈非上場株式等」といいます。)は、贈与者の死亡の際、経営承継受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に株式等納税猶予税額は免除されます。

同様に、経営承継受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合にも、その株式等納税猶予税額は、経営承継受贈者の死亡のときに免除されます。

また、上記以外にも、贈与税の申告期限後5年を経過した後に、一定の事由に該当した場合には、申請により、その株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除されます。

なお、贈与者又は経営承継受贈者の死亡の日前に、特例受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の 事由が生じた場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予が打ち切られ、その 税額と利子税を納付しなければなりません。

この制度の概要は上記のとおりですが、くわしくは、税務署におたずねください。

- (注) 1 この特例は、平成21年4月1日以後の贈与に係る贈与税について適用されます。
 - 2 この特例の適用を受けるためには、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(「円滑化法」といいます。)に基づき、会社が「経済産業大臣の確認」及び「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。これらの確認及び認定を受けるための具体的な要件並びに手続については、最寄りの地方経済産業局におたずねください。なお、平成21年分(平成21年4月1日以後の贈与に限られます。)の贈与について会社が「経済産業大臣の認定」を受けるためには、平成22年1月15日(金)までにその申請を行う必要があります。
 - 3 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合とは、次の①から④のいずれかに該当した場合をいいます。なお、免除に際して、①又は②に該当した場合には、その該当することとなった日から6か月以内、③又は④のいずれかに該当した場合には、その該当することとなった日から2か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合 ① 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合 ② 贈与者が死亡した場合 贈与税の申告期限後5年を経過した後に、次に掲げるいずれかに該当した場合 イ 経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等に係る会社の株式又は出資(「株式等」といいます。)の全部を譲渡した場合(その経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める特別の関係のある者(「経営承継受贈者と特別の関係がある者」といいます。)以外の者のうちの一人の者として一定の者に対して行う場合や民事再生法又は会社更生法の規定による認可を受けた計画に基づき株式等を消却するために行う場合に限ります。) 口 特例受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合で一定の場合 ハ 特例受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合で一定の場合

贈与税の申告期限後5年を経過した後に、特例受贈非上場株式等に係る会社について破産手続開始の

ハ 適用要件

4

この特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

(イ)贈与者の要件

贈与者は、次のいずれにも該当する人であること。

決定又は特別清算開始の命令があった場合

71 7 11 16 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					
	要件				
1	贈与前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること				
2	贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を有し、かつ、経営承継受贈者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと				
3	贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、上記2のほか、代表権を有していた期間の いずれかの日において、上記2と同様の保有状況であったこと				
4	贈与の時において会社の役員でないこと				

- (注) 1 代表権には制限が加えられたものを除きます(以下、(ロ)において同じです。)。
 - 2 「贈与者と特別の関係がある者」とは、贈与者の親族などその贈与者と租税特別措置法施行令第40 条の8第9項に定める特別の関係のある者をいいます。
 - 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます(以下、(ロ)において同じです。)。
 - 4 「会社の役員」とは、会社法第329条第1項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます(以下、(ロ)において同じです。)。

(ロ)経営承継受贈者の要件

経営承継受贈者は、贈与の時において贈与者の親族であって、次のいずれにも該当する人であること。

U)						
		要件				
1		贈与の日において20歳以上であること				
2	-	贈与の時において会社の代表権を有していること				
3	}	贈与の時において、経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者がその会社の総議決権数の 50%超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していること				
4	ļ	贈与の時から贈与税の申告書の提出期限(提出期限までに経営承継受贈者が死亡した場合は、その死亡の日)まで引き続き特例受贈非上場株式等のすべてを保有していること				
5	5	贈与の日まで引き続き3年以上、会社の役員であること				
6	3	経済産業大臣の確認を受けた会社に係る特定後継者であること				

(注)経営承継受贈者は、特例受贈非上場株式等に係る会社1社につき1人に限ります。

(ハ) 会社の要件

特例の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

1/1/1	力の対象となる芸匠は、外上物芸匠で、人のパーテわれても映画する芸匠であること。
	要件
1	経済産業大臣の確認及び認定を受けていること
2	贈与の時において常時使用する従業員の数が 1 人以上であること
3	資産管理会社(注1)に該当しないこと
4	風俗営業会社(注2)に該当しないこと
5	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超えていること (注 3)
6	経営承継受贈者以外の者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類株式を有していないこと
7	中小企業者(注4)であること
8	贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者から現物出資又は贈与により取得した資産がある場合において、贈与の時におけるその資産の価額(注5)の合計額が贈与の時における会社の資産の価額の合計額の70%以上でないこと
9	会社の特別子会社等(注6)が非上場会社に該当すること
10	会社の特別子会社等が風俗営業会社に該当しないこと
11	会社の特別子会社等が中小企業者であること

- (注) 1 資産管理会社とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号又は第9号に規定する会社をいい、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預貯金等の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社などをいいます。なお、(a) 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付けなどの業務を行っていること、(b) 贈与の時において常時使用する従業員の数が5人以上であること、(c) 贈与の時において、その会社が(b) の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たす場合には、資産管理会社に該当しません(以下、56ページの(イ)において同じです。)。
 - 2 風俗営業会社とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性 風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
 - 3 贈与の日が当該贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前における総収入金額が零を超える必要があります。
 - 4 中小企業者とは、円滑化法第2条各号のいずれかに該当する会社をいいます。
 - 5 その会社が贈与の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。
 - 6 特別子会社等とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。

(二) 特例対象贈与の要件等

この特例の適用を受けるには、下表の①に該当する場合には下表中の限度数 (a) の全部、②に該当する場合には下表中の限度数 $(c \times \frac{2}{3} - b)$ 以上の数の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

なお、この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります(持分会社の場合も下表に準じます。)。

- 「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
- 「b」 ※ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
- 「c」… 贈与の時における会社の発行済株式等の総数

	区 分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
1	$a+b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数(a)
2	a+b≥ c× ² ₃ の場合	発行済株式等の総数の 3 分の 2 から経営承継受贈者が贈与の直前に保有する 非上場株式等の数を控除した数 $(c \times \frac{2}{3} - b)$

- (注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。
 - 2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。
 - 3 $c \times \frac{2}{3}$ の計算において 1 株 (円) 未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

(ホ) 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、この特例の適用を受ける旨を記載の上、53ページのイに掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告期間内(4ページ参照)に提出するとともに、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保(特例非上場株式等でなくても差し支えありません。)を提供する必要があります。

- (注) 1 特例受贈非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税に 見合う担保の提供があったものとみなされます。
 - 2 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局(供託所)に供託し、法務局(供託所)から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。なお、株券が発行されていない場合には、会社に対して株券の発行を請求する必要があります。くわしくは税務署(管理運営担当)におたずねください。

(へ) 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、株式等納税猶予税額の免除又は株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、贈与税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び会社の状況等に関する事項を記載した届出書(この届出書を「継続届出書」といいます。)を所轄の税務署へ提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出期限や添付書類など、くわしくは税務署におたずねください。

(注)継続届出書の提出がない場合には、この特例の適用が打ち切られ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

二 株式等納税猶予税額の納付

(イ) 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税は、次の表に掲げる場合などに該当することとなったときは、 その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に 掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署におた ずねください。

(主な場合)

1	特例受贈非上場株式等について譲渡等(贈与を含みます。)があった場合
2	申告期限後5年以内に経営承継受贈者が代表者でなくなった場合
3	申告期限後5年以内の一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合
4	会社が資産管理会社に該当した場合
5	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、そ
	の求めに応じなかった場合

(口) 利子税

上記(イ)により納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じ、年3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率に 4%を加算した割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合 (0.1%未満の端数切捨て) になります。

- (例) 日本銀行が定める基準割引率が 0.3%である場合……年 2.1%
 - (注)日本銀行が定める基準割引率が変動すると利子税の割合も変動します。 くわしくは税務署(管理運営担当)におたずねください。

1 贈与税の課税財産

贈与税がかかる財産は、「(1)贈与を受けた財産」及び「(2)贈与を受けたものとみなされる財産」です。

(1) 贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげましょう」「もらいましょう」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、立木、事業(農業)用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画・骨とう、預貯金、現金などの一切の財産です。

- (注) 1 親の土地や家屋を無償で子の名義に変更したり、夫の株式を無償で妻の名義に変更した場合など、無償で不動産や有価証券などの財産の名義を変更した場合には、原則として、新たに名義人となった人が、その財産を贈与によって取得したものとされます。
 - 2 親が買い入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にした場合など、買い入れた不動産や有価証券などの財産の名義を他人名義にした場合には、原則として、その名義人となった人が、その取得資金を贈与によって取得したものとされます。
 - 3 子や孫が、土地や家屋を取得するために親や祖父母から資金の援助を受けた場合には、その援助が贈与であるときはもちろん、その援助が貸借の形式をとっていても、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものであるときは、その資金を贈与によって取得したものとされます。
 - 4 共働き夫婦が、土地や家屋を取得し、夫又は妻のどちらか一方の名義にした場合には、名義人となった人は、土地や家屋の取得に充てた資金のうち他の一方の人が負担した部分を、その人から贈与によって取得したものとされます。

(2) 贈与を受けたものとみなされる財産

贈与を受けた財産ではなくても、次の表に掲げる財産又は利益は、贈与によって取得したものとみなされます。

1	委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権
2	保険料を負担した人以外の人が受け取った保険金(相続税が課税される保険金は除かれます。)
3	掛金や保険料を負担した人以外の人が定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
4	著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
5	債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
6	1から5までに掲げる財産又は利益以外の経済的な利益

(3) 贈与税がかからない財産のあらまし

贈与を受けた財産でも、次の表に掲げる財産には贈与税はかかりません。

1	法人から贈与を受けた財産(贈与税ではなく所得税がかかります。)
2	扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲
	内のもの
3	宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う人で一定の要件に該当する人が、贈与を受け
3	た財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
4	学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励する
4	ものとして財務大臣の指定する特定の公益信託から交付された金品で財務大臣の指定するもの
5	学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
6	心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
7	国会議員、地方公共団体の議会の議員、都道府県知事及び市町村長の選挙の候補者が、選挙運動に
,	関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
8	相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた
0	財産で、特定贈与財産に該当しないもの(贈与税ではなく相続税がかかります。)
9	社交上の香典や贈答品などで常識的な範囲内のもの
10	特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の価額のうち 6,000 万円までの部分
11	住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける金銭

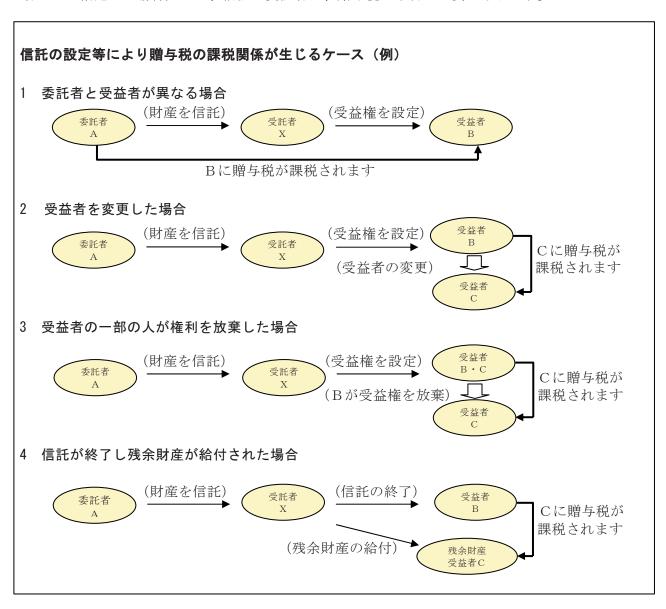
特定贈与財産とは、贈与時において被相続人との婚姻期間が20年以上であるその被相続人の配偶者(既に被相続人からの贈与について贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けたことがない人に限ります。)が、その被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭のうち、贈与税の配偶者控除の特例の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額(2,000万円が限度となります。)に相当する部分として、相続税の申告書において選択する部分をいいます。

なお、この特定贈与財産については、贈与税がかからない財産には含まれませんので、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の配偶者控除の特例の要件については、18ページを参照してください。

2 信託に関する権利等の贈与

新たに信託の設定を行った場合などで、適正な対価を負担することなく受益権等を取得した場合には、贈与税の申告が必要となります。

また、信託を設定する時点において受益者等の存しない信託で、将来、委託者の親族等が受益者となる信託の設定を行った場合(例えば、信託を設定した時点ではまだ生まれていない孫等を受益者として指定した場合)には、信託の受託者は、贈与税の申告が必要となります。



3 贈与財産の評価

贈与を受けた財産の価額は、贈与を受けた時の時価で評価します。 主な財産の評価のあらましは、次のとおりです。

(1) 土地

イ 宅地

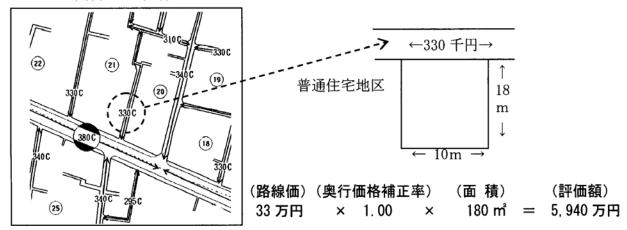
宅地の評価方式には、【路線価方式】と【倍率方式】という2つの方法があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことです。

宅地の価額は、路線価をその宅地の形状等に応じた各種補正率(奥行価格補正率、側方路線影響加算率など)で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

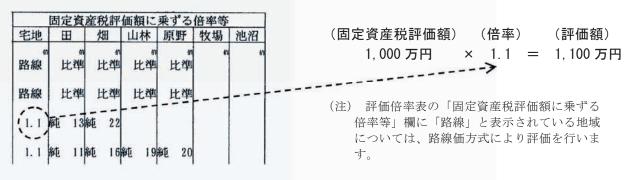
路線価図 (抜粋)



【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額はその宅地の固定資産税評価額(都税事務所や市(区)役所又は町村役場で確認してください。)に一定の倍率(倍率は地域によって異なります。)を掛けて計算します。

評価倍率表 (抜粋)



※「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で閲覧することができます(財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】)。

口 借地権等

借地権等の評価については次のとおりです。

借地権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、贈与の時において借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を 基として計算します。
貸宅地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地 権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷 地に対する権利の価額を差し引いて計算します。

ハ 田畑又は山林

固定資産税評価額(都税事務所や市(区)役所又は町村役場で確認してください。)に一定の倍率(倍率は「評価倍率表」で確認することができます。)を掛けて計算します。

ただし、市街地にある田畑又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して 計算します。

(2) 家屋

固定資産税評価額(都税事務所や市(区)役所又は町村役場で確認してください。)により評価します。

(3) 森林の立木

樹種、樹齢別に定めている標準価額(標準価額は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認することができます(財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】)。)を基として評価します。

(4) 事業用の機械、器具、農機具等

類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

(5) 上場株式

次のイから二までの価額のうち、最も低い価額によります。

- イ 贈与を受けた日の終値
- ロ 贈与を受けた月の終値の月平均額
- ハ 贈与を受けた月の前月の終値の月平均額
- ニ 贈与を受けた月の前々月の終値の月平均額
 - (注) 上場株式を負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した場合には、その株式の価額は、取得日における最終価格(終値)によって評価します。

(6) 取引相場のない株式、出資

その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」(評価明細書の様式は国税庁ホームページから印刷することができます。)を用いて評価します。

- イ 類似業種比準方式
- 口 純資産価額方式
- ハ イとロの併用方式
- 二 配当還元方式

(7) 家庭用財産・自動車

類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

(8) 書画・骨とう等

類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。



4 相続時精算課税の適用を受ける非上場株式等又は森林について相続税の課税価格の軽減措置を 適用しようとする場合等

(1) 概要

被相続人である特定贈与者(25 ページの(注)1 参照)の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置(特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例:相続税の課税価格を一定の特定受贈同族会社株式等について 10%又は一定の特定受贈森林施業計画対象山林について 5%減額する特例です。以下 4 において「特例」といいます。)を受けるためには、贈与税の申告期間内(4 ページ参照)に、贈与税の申告書に 62 ページの「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長に届け出なければなりません。

なお、特定受贈同族会社株式等についての相続税の課税価格の軽減措置は、<u>平成21年1月1日</u>から平成21年3月31日までの間の特定受贈同族会社株式等の贈与に限ります。

また、この届出をすることができる人は、原則として①その贈与を受けた時において、その特定 受贈同族会社株式等に係る法人の一定割合以上の株式又は出資(「株式等」といいます。)を有し ている人又は②その贈与を受けた時からその特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の 認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、くわしくは、税務署におたずねください。

- (注) 1 上記の届出をした場合でも、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により財産を取得したいずれかの人が、その被相続人から相続時精算課税に係る贈与により取得した一定の株式又は出資について、「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」(64ページ参照)又は「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除」(64ページ参照)の適用を受けている場合には、原則として、この特例の適用を受けることはできません。
 - 2 特定受贈同族会社株式等に係る法人の株式等を相続又は遺贈により取得した場合にも、この特例の適用 を受けることができますが、この届出をすることにより、相続又は遺贈により取得した株式等についてこ の特例の適用を受けることができる数量が制限されますのでご注意ください。
 - 3 平成 16 年 3 月 31 日以前の贈与によって取得した財産についてこの申告手続を行っている場合には、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、くわしくは税務署におたずねください。

(2) 特定受贈同族株式等の要件

特定受贈同族会社株式等とは、今回の贈与の直前に特定贈与者が有していた次のイからハまでに 掲げる要件のすべてを満たす特定受贈株式又は特定受贈出資(「特定受贈株式等」といいます。)を いいます。

特定受贈株式とは、今回の贈与の時において、次に掲げるすべての要件を満たす株式をいいます。

- (i) 議決権の制限がないこと。
- (ii) 国内外の金融商品取引所(海外においては金融商品取引所に類する取引所)又は店頭売買有価証券登録原 簿(海外においては店頭売買有価証券登録原簿に類するもの)に上場又は登録(申請中のものも含みます。) をしていない法人の株式であること。

特定受贈出資とは、今回の贈与の時において、次に掲げるすべての要件を満たす合名会社の出資、合資会社の出資又は医療法人の出資をいいます。

- (iii) 議決権の制限がないこと。
- (iv) 上記(ii)に準じた出資であること。
- イ 今回の贈与の直前及び今回の贈与の時に、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が特定受贈株式等に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総額(「発行済株式総数等」といいます。)の 2 分の1 超の株式等を有していること。
- (注) 1 「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族その他一定の特別の関係のある者をいいます。
 - 2 「発行済株式総数等」及び「株式等」には、法人の株主総会又は社員総会(「法人の株主総会等」といいます。)において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式等は含まれません。
- ロ 次の i 、 ii 又は iii に掲げる各法人ごとに次の算式により計算した金額(同一の法人について i から iii までのうち 2 以上に該当する場合には、その 2 以上のうちいずれか 1 つに該当するものとして計算した金額をいいます(重複計算は要しません。)。)の合計額が 20 億円未満であること。

(算式) その法人の発行済株式総数等×今回の贈与の時の1株又は1口当たりの時価

- (注) 1 上記(算式)の「発行済株式総数等」には、法人の株主総会等において議決権を行使できる事項の 全部又は一部について制限された株式等が含まれます。
 - 2 上記(算式)の「今回の贈与の時の1株又は1口当たりの時価」は、原則的評価方式により評価した場合の時価となります。
- i 今回贈与した特定受贈株式等に係る法人(61ページのイの要件を満たすものに限ります。)
- ii 特定贈与者が今回の贈与の前に贈与(「従前贈与」といいます。) した特定受贈株式等に係る 法人(その従前贈与の直前及びその従前贈与の時に 61 ページのイの要件を満たすものに限ります。)
 - (注) ii の特定受贈株式等には、贈与税の申告の際にこの特例の適用を受けるものとして一定の届出をしなかったものも含まれます。
- iii 特定保有株式又は特定保有出資(「特定保有株式等」といいます。)に係る法人(今回の贈与の直前及び今回の贈与の時に61ページのイの要件を満たすものに限ります。)

特定保有株式とは、特定贈与者が今回の贈与の直前に有していた株式で、その贈与の時において、次に掲げるすべての要件を満たす株式をいいます。

- (i) 議決権の制限がないこと。
- (ii) 国内外の金融商品取引所(海外においては金融商品取引所に類する取引所)又は店頭売買有価証券登録原 簿(海外においては店頭売買有価証券登録原簿に類するもの)に上場又は登録(申請中のものも含みます。) をしていない法人の株式であること。

特定保有出資とは、特定贈与者が今回の贈与の直前に有していた出資で、その贈与の時において、次に掲げる すべての要件を満たす合名会社の出資、合資会社の出資又は医療法人の出資をいいます。

- (iii) 議決権の制限がないこと。
- (iv) 上記 (ii) に準じた出資であること。

ハ イ及び口の要件を満たす特定受贈株式等に係る各法人の発行済株式総数等の3分の2に達するまでの部分であること。

(注) 1 上記の各法人について、従前贈与に係る贈与税の申告の際にこの特例の適用を受けるものとして届け 出た特定受贈株式等がある場合には、3分の2に達するまでの部分は、次の算式により計算された割合に 達するまでの部分となります。

2 上記(算式)の「発行済株式総数等」には、法人の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式等が含まれます。

(3) 特定受贈森林施業計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第 11 条第 4 項 (森林法第 12 条第 3 項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 2 項の規定により読み替えて適用される森林法第 12 条第 3 項において準用する場合を含みます。)の規定による市町村長等の認定を受けた森林法第 11 条第 1 項に規定する森林施業計画が定められている区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除きます。)であること。

(注) 森林施業計画には、森林法第11条第4項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条 第1項に規定する森林施業計画のうち森林法施行規則第13条第2項第3号ハに規定する特定広葉樹育成施業 森林に係るもの(その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。)及び森林法第16条又は木材 の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

(4) 添付書類

この届出をするためには、贈与税の申告期間内(4ページ参照)に贈与税の申告書に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれの表に掲げる書類を添付しなければなりません。

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」と 24 ページの「添付書類」

に掲げるものも必要となります。

(注)上記の届出書及び24ページの添付書類は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成20年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

イ 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間の贈与の場合

(イ) 特定受贈同族会社株式等についてこの届出をする場合

		添付書類
	1	平成_年分 特定受贈 同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林 に係る届出書
	2	平成年分特定受贈同族会社株式等の判定明細書
;	3	特定受贈同族会社株式等に係る法人の定款(贈与の時に効力を有するものに限ります。)の写し
	4	贈与の時における3の法人のすべての株主(社員)の氏名(名称)、住所(所在地)、そのすべての株主(社員)とその贈与者との関係、そのすべての株主(社員)が保有する株式(出資)の数(口数)及びその他参考となる事項を記載した書類(その法人が証明したものに限ります。)

(ロ) 特定受贈森林施業計画対象山林についてこの届出をする場合

	添付書類
1	平成_年分 特 定 受 贈 同 族 会 社 株 式 等 に係る届出書 特定受贈森林施業計画対象山林
2	特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係 る森林施業計画書の写し
3	2 の森林施業計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

(注) 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務 署におたずねください。

ロ 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間の贈与の場合

○ 特定受贈森林施業計画対象山林についてこの届出をする場合

	$\overline{}$	NEXMAN MERHINSHALL OF COMMENCE OF STREET			
		添付書類			
1 平成_年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書					
	2	イの (ロ) の表の 2 及び 3 の書類			

(注) 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務 署におたずねください。

《特定受贈同族会社株式等の贈与を受けている場合で、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」を選択する場合》

相続人等(受贈者)が被相続人(特定贈与者)から「特定受贈同族会社株式等」(61ページ参照)又は「特定同族株式等」(次ページ参照)の贈与を受けている場合で、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を相続人等の住所地を所轄する税務署に提出(※)しているなど一定の要件を満たすときには、これらの会社の株式等(株式又は出資をいいます。)については、その被相続人に係る相続税の申告に際し、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」を選択することができます。

なお、「特定受贈同族会社株式等」について、この納税猶予の特例を選択しない場合には、「特定受贈同族会社株式等についての相続税の課税価格軽減措置(旧租税特別措置法第 69 条の 5)」の規定を適用することができます。

※ 被相続人に係る相続税の申告書の提出期限が平成22年3月31日までに到来する場合の上記届出書の 提出方法など、くわしくは税務署におたずねください。

※《「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」及び「特定同族株式等に係る相続時精算課 税の特別控除」について》

「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」及び「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除」は、父母から一の特定同族法人に係る特定同族株式等で、一の贈与者から同年中にその特定同族株式等の価額の合計額が 500 万円以上となる特定同族株式等の贈与を受けた場合で一定の要件を満たす場合には、贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳以上65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができ、また相続時精算課税の特別控除(2,500万円)のほかに特定同族株式等特別控除額(500万円)を控除することができました。

これらの特例は、平成20年12月31日をもって廃止されました。

5 災害により受贈財産に被害を受けた場合

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税の計算に当たり、その財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額によることができます。

- 1 贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が 10分の1以上であること。
- 2 贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木(以下「動産等」といいます。)の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
- (注) 申告期限後に災害により被害を受けた場合その他くわしくは、税務署におたずねください。

続時精算課

税選択届出

書

必要

付

書類とともに申

告

一表と一

 \mathcal{O}

は

切

1)

離

L

7

利

用

<

だ

さ

V

平 成 21 年. 分 以 降 用

署受办	相	続	時	精	算	課	税	選	択	届	出	書
\\B												

	111 1	י טעו	可 相 并 体	机送扒	шш				
			住 所	干	電話(_	-)
		受	又は 居 所						
平成 年 月	目								
1 /32	- □	贈	フリガナ						
		-lat	氏 名						
	殿	者	(生年月日)	(大・昭	年	月	日)		
			特定贈与者	育との続柄					

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9 第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は居所					
フリガナ					
氏 名					
生年月日	明・大・昭	年	月	日	

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由						
推定相続人となった年月日	平成	年	月	Ħ		

- 3 添付書類
 - 次の(1)~(4)のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✔印を記入してください。)

- (1) □ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) □ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を 証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありませ ん。)
- (3) □ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) □ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又 は居所を証する書類(特定贈与者の平成 15 年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差 し支えありません。)
 - (注)1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算 課税の特例))の適用を受ける場合には「平成 15 年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」とな ります。
 - 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に達した時以 後(租税特別措置法第 70 条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成 15 年1月1日以後、特 定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。
- (注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで 相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に 加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)。

作成税理士				電話番号						
	•									
*	税務署整理欄	届出番号	_	名 簿			確認	J.		
	税務署整理欄		_	名 簿	(the =		確認		/ सं 01	1.0

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (平21.10)

三国税庁ホームページで

与税の申告書を作ろう!!

「確定申告書等作成コーナー」で、贈与税の申告書等が自動計算 で作成できます。

国税庁ホームページ(www.nta.go.ip)ヘアクセス!

国税庁ホームページから

「確定申告書等作成コーナー」へ!



もっとくわしく!!

アページをご覧ください。

国税庁ホームページ ※この画面は、平成21年3月現在のものです。



全国の路線価図等が 閲覧できます!

画面の案内に従い、 必要事項を入力すると・・・



申告書等は、郵便又は信書便により提出することができます。

